

展示動物の飼養及び保管に関する
基準の解説



展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説

目 次

はじめに	1
第1. 一般原則	2
1. 基本的な考え方	2
2. 動物の選定	4
3. 計画的な繁殖等	6
4. 終生飼養等	7
第2. 定義	10
第3. 共通基準	13
1. 動物の健康及び安全の保持	13
(1) 飼養及び保管の方法	13
(2) 施設の構造等	22
(3) 飼養保管者の教育訓練等	25
2. 生活環境の保全	27
3. 危害等の防止	30
(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法	30
(2) 有毒動物の飼養及び保管	36
(3) 逸走時対策	38
(4) 緊急事態対策	49
4. 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等	51
5. 動物の記録管理の適正化	54
6. 輸送時の取扱い	60
7. 施設廃止時の取扱い	63
第4. 個別基準	65
1. 動物園等における展示	65
(1) 展示方法	65
(2) 観覧者に対する指導	67
(3) 観覧場所の構造等	69
(4) 展示場所の移動	70
(5) 展示動物との接触	72

2. 販売	74
(1) 展示方法	74
(2) 繁殖方法	75
(3) 販売方法	77
3. 撮影	81
(1) 撮影方法	81
(2) 情報提供	81
第5. 準用	83

はじめに

「動物の保護及び管理に関する法律」が昭和 48 年に施行されてから 32 年余り経過し、動物愛護に関する社会情勢の変化等を背景として、この法律の名称も「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に変わるとともに、基本原則に[動物が命あるものであること]、[人とどうぶつの共生に配慮すること]、さらに、[動物取扱業の適正化]、[人と動物の共通感染症の予防]等が追加されました。

動物愛護管理法に基づいて動物の飼い主等が守るべき事項を定めているのが動物の飼養保管基準ですが、これには 4 つの基準があります。このうち[家庭動物等の飼養及び保管に関する基準]についてはすでに見直しが行われ、平成 14 年 5 月 28 日告示となっています。

環境省の諮問機関である中央環境審議会動物愛護部会は、次の見直し対象について審議を行った結果、[展示動物の飼養及び保管に関する基準]（以下[展示動物の飼養保管基準]という。）を取り上げるよう答申しました。

この理由としては、基準が制定されてから約 29 年が経過し、この間、飼養動物及び天使施設の多様化、海外交流の増大等展示動物を取り巻く状況が大きく変化し。この飼養保管の現状について内外からの批判・要望が高まっていることや、先の法改正により動物取扱業の登録制度が導入されたこと、また、家庭動物等の飼養保管基準との整合を図る必要が生じていること等によるものです。

環境省は「展示動物の飼養保管に関する基準検討会」を設置し検討することとし、この間、6 関係団体から意見聴取も行いました。また、ここで策定された案にたいしてパブリックコメントを実施し、多くの国民の意見が反映される基準とするための努力がなされました。

更に平成 17 年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことから、改正法にあわせて内容を一部変更したものにしています。

新しい基準の見直しのポイントとしては、まず構成についてですが、これまでの基準は各展示施設ごとに整理されていなかったため、分かりにくい構成になっていましたが、新しい基準では、各展示施設共通の基準と各展示施設ごとの個別基準（動物園等、販売施設、撮影施設）の二つに大別した構成としました。

次に、主な見直しの内容としては、①展示動物の福祉の向上、②ペット等の販売・繁殖施設等における飼養等の適正化、③動物の愛護及び適正飼養管理方法の普及啓発、④動物による人への危害等の防止、⑤その他野生動物や飼養困難な動物に係わる安易な愛玩目的飼養等の抑制等です。この中で、環境エンリッチメントの推進等による動物園等における展示動物の豊かな環境づくり、動物に過度のストレスがかからないような配慮、高齢・幼齢・妊娠中又は疾病動物等に対する適切な対応、災害時、人と動物の共通感染症を含めた危機管理対策、販売業者の慎重な販売動物の選定等の規定が設けられています。

第1 一般原則

1 基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の普及啓発に努めること。

趣旨

本項は、展示動物の飼養保管に当たっての理念を示すもので、これまでの健康・安全の確保と危害防止から、さらに一歩進めて展示動物が命あるものであることの認識のもとに、動物福祉の視点をとり入れた豊かな環境づくりに努めることとしています。

また、展示動物による危害の防止や、周辺的生活環境の保全、展示動物を通しての動物に関する正しい知識や動物愛護精神の啓発も管理者や飼養保管者の務めとされています。

解説

ア 愛情と責任

動物を飼養するに当たって、その動物に対する愛情が必要なことは言うまでもありません。しかしながら愛情だけで正しい飼養ができるということにはなりません。動物に関する正しい知識を習得するための不断の努力や、日常の世話等きちんと責任を持った飼養保管が必要です。

つまり、「愛情」と「責任」が車の両輪のようにそろって初めて適切な飼養ができるのです。

イ 動物は命あるものである

動物愛護管理法第2条に、「動物が命あるものであることにかんがみ」「適正に取り扱うようにしなければならない」と定められています。

展示動物は単に物ではありません。それぞれが命を持ったかけがえのない存在であることを常に認識して適正に取り扱わなければなりません。

ウ 展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築

動物園等における展示動物の飼育環境は、動物本来の生息環境に比べるとどうしても単純で、変化のないものとなり、また、野生時の本来の行動の多様性が発揮されにくく、動物福祉に反するとの声があることから、新基準では展示動物の飼養に際して動物本来の習性に近い行動様式等の発現を図るよう努めることとして環境エンリッチメントの推進を図るよう努めることとしています。

※ 環境エンリッチメント

環境エンリッチメントとは、動物福祉の立場から飼育動物の精神面に配慮し、飼養環境(施設、食物、遊具、社会など)を豊かにするように工夫を加えることです。

近年、わが国の動物園等においても、ピーナッツを寝藁の中にまいてその探索、採食に時間がかかるようにするなどして、ゴリラのひまと退屈を防止するといった給餌方法とか、ブランコやハンモック、梯子等を備え、環境を複雑にした熊舎、樹上生活するチンパンジーには鉄塔や植木、小川などにより生息環境の再現に勤めている放牧場、コンクリート敷きをやめて地面に砂を敷いた象舎、集団生活をする動物は複数で飼うようにしているゴリラ舎など、さまざまな試みや取組みがされるようになってきています。

エ 危害防止と周辺環境の保全

人に危害を加えるおそれのある動物を飼養展示しようとするときは、その観覧者や飼養保管者の安全を第一に考えた慎重な心構えが必要です。

また、飼養動物による周辺環境に対する影響に留意してその保全に努めなければなりません。

オ 動物に関する正しい知識と動物愛護の普及啓発

国際的な情報技術の発達と映像の普及で、世界の自然や野生生物の生態等を容易に知ることが出来るようになってきました。

しかし、展示されている生きた動物を間近に介しての、体験的学習はより効果的です。管理者及び飼養保管者は、動物の展示にあたって動物の正しい知識と動物愛護の普及啓発に努めることが求められます。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡が難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれ大きいこと等を勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。

趣 旨

動物を飼養展示するに当たって、適正な飼養保管をするための施設の条件、飼養者の能力等を考慮した上で動物を選定すべきことは言うまでもありません。特に、野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、この動物の飼養及び保管が極めて困難であり、そのために譲渡が非常に難しいことから飼養及び保管の中止が容易には行えません。また、中には人に危害を加えるおそれのある種があり万一逸走した場合には、人への危害のみならず生態系への重大な影響を与えてしまう等の問題が発生するおそれ大きいこと等を予め承知しておかなければなりません。

解 説

ア 展示動物の選定

新たに動物を入手して飼養展示するに当たって、展示効果のみに目を向けて飼養保管上の配慮をないがしろにすると、後々に問題が起り困ることになります。

管理者は、施設の位置・気候・隣接の状況等の立地条件、施設の規模・構造・設備等の物的条件、さらに飼養保管者の知識・経験等の人的条件等が選定しようとする動物の適正な飼養保管の成否に重要な係わりを持ちますので、慎重に検討しなければなりません。

なお、この検討は動物を入手する前の選定段階で済ませておかなければならないことは言うまでもありません。

イ 野生動物等の選定

野生動物を選定しようとする際には、それぞれの動物の特有な習性、行動等（採食・排せつ・睡眠・なわばりづくり・つがい形成・交配・出産・育児等）を十分に理解し、

飼養保管が容易ではないこと、また、そのために他に譲渡することが難しいこと等をあらかじめ考慮しておかなければなりません。また、「野生動物等」の「等」とは、いわゆる「家畜」ではないものの、人の管理下で(人の手によって)繁殖させた動物も含まれます。

ウ 希少動物について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下「ワシントン条約」という。)によって、野生動物の多くはその取引を規制されています。

また、この条約の規制をさらに効果的にするために、国内取引を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」が制定されています。この法律以外にも「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律」や「文化財保護法」等、野生動物の保護に関する法令や条約によって規制を受ける動物が展示動物の中には多数含まれています。管理者は動物の選定や入手に当たって内外の法令を遵守するのはもちろんのこと、積極的に希少動物の保護に努めなければなりません。

エ 外来種問題

近年、海外から人為的に持ち込まれた生物(外来生物)が逸走等によって地域本来の生物多様性に影響を及ぼす事例が全国各地で起きています。また、その影響の種類も、在来の希少種等の捕食、競合する在来種の駆逐等の直接的な影響だけでなく、近縁種との交雑による遺伝子攪乱等の広範囲にわたっています。

万一動物が逸走した場合、特にそれが外来生物であった場合には、在来固有種や生態系のバランスを著しく損なうこととなりますので、野生動物の選定については慎重に行い、かつ、飼養及び保管については細心の注意をしなければなりません。

3 計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は他の施設への譲り渡し若しくは貸し出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

趣 旨

無計画な繁殖により、展示動物の適正な飼養及び保管等に支障を来たすことがないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めなければなりません。そのためには、去勢・不妊手術の実施、雌雄の分別飼育等、それぞれに応じた方法により繁殖を制限するための措置が必要となります。また、場合によっては他の施設への譲り渡しや一時的な貸し出し等の措置も必要となります。

さらに、遺伝性疾患の発現にも注意が必要で、このおそれのある動物を繁殖の用に供さないことや、遺伝性疾患が生じるおそれの高い過度の近親交配を行わないよう注意を払わなければなりません。

解 説

ア ブームとみだりな繁殖

特定の動物がメディアに取り上げられる度にブームになることがしばしばあります。しかし、管理者等がそのブームに便乗し頻繁な交配と出産を繰り返すと、ブームが過ぎ去ってしまった後になっても次々と子犬、子ねこ等が生まれてきます。ブームが過ぎ去ってしまったこれらの子犬や子ねこ等をすべて自分の手元で飼養することは、経済的な面だけでなく、飼養・管理といった物理的な面から見ても極めて困難であり、最悪の場合はいわゆる「劣悪多頭飼養者」と呼ばれる存在になってしまいかねません。ブームに便乗した無計画な繁殖のつけは、全て動物が負う最悪の結果になってしまいます。何よりも「動物が命あるものであることにかんがみ適正に取り扱うようにしなければならない」と規定した動物愛護管理法の基本原則にのっとり、不幸な生命を生み出さないよう計画的な繁殖、または、適切な繁殖制限処置を施すように努めなければなりません。

イ 繁殖障害

計画的な繁殖には、「繁殖させるための計画」も含まれます。例えば、動物にとってその施設や飼養管理方法が不適切であれば繁殖活動とは言えません。また、過度な繁殖は母体に悪影響を及ぼし、結果として繁殖障害に陥ることになります。

ウ 遺伝性疾患について

遺伝性疾患とは親から子へ遺伝する病気のことです。原因となる遺伝子が現在のところ解読されていないため、遺伝性疾患を減らすには疾患の発症のないもの同士を交配させていくことが重要です。しかしながら、遺伝性疾患には病気を発症していない動物でも病気の遺伝子を持っている場合があります。子孫への病気の運び屋になってしまうことがあります。そのため、素因を持つものも交配させる際に除外していかないと遺伝性疾患を減らしていくことはできません。

また、近親交配は似通った遺伝子同士がかけ合わされるため、遺伝性疾患の発生する危険がより高くなりますから、近親交配は避けるように心がけるべきです。

エ 種の保存のための繁殖について

絶滅のおそれのある種等希少種の保存と繁殖については特に遺伝的多様性を保つための注意が必要です。

4 終生飼養等

管理者は希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

趣 旨

管理者は、動物を飼う際の大原則である「終生飼養」に努めなければなりません。命ある動物を適正に飼養し保管し展示するに当たっては、その動物を生涯にわたり飼いつけることが大原則です。ただし、保護増殖させる希少野生動物については、その動物を野生に帰すことを目的としていることから、この限りではありません。

なお、基準にもあるように、やむを得ず展示動物を処分しなければならない場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めなければなりません。また、やむを得ず殺処分しなければならない時であってもできる限り苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)を与えることのない、適切な方法をとるとともに獣医師等によって行われるよう努めなければなりません。

解 説

ア 終生飼養

終生飼養とは、その動物が寿命を全うするまで飼いつけることを指します。

結果として、高齢となった動物を適切に飼養管理するためには施設・設備というハード面だけでなく、飼養・保管というソフト面についてもそれぞれの動物に適した取り扱い、管理方法が必要となります。これは、煩雑に捉えられがちですが、動物福祉の観点からも避けて通ることはできないものです。

イ 疾病の早期発見と治療

終生飼養の例外として感染性の疾病や治癒の見込みのない疾病にかかった場合が挙げられていますが、これは「疾病にかかったから処分」ということではなく「処分しないためにも疾病を予防」という重要なことを意味しています。そのためにも、日頃から動物を十分に観察して健康状態を把握しておくこと及び異状が発見された場合には早期治療に努めることが重要となります。

ウ やむを得ない場合の殺処分

動物が人や他の動物に重い症状を引き起こす感染症にかかり、著しい被害を及ぼすおそれのある場合や、苦痛が甚だしく治癒の見込みのない病気や傷を負っている場合、また、凶暴性がひどくこれ以上飼養を続けることが困難な場合等は、獣医師の判断のもと

に処分することもやむを得ないこととしています。

エ 適切な殺処分方法について

上記の「やむを得ず殺処分しなければならないとき」であっても、できる限り苦痛を与えない方法で行われなければなりません。そのためには獣医師等の専門的な知識を持った者の判断と適切な措置のもとに行われるよう努めなければならないこととしています。

平成7年の総理府（当時）告示「動物の処分方法に関する指針」では、一般原則を「管理者及び処分実施者は、動物の処分をしなければならない場合にあつては、処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法になるよう努めるとともに、処分動物による人の生命、身体、又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚染を防止するように努めること。」と定めています。

さらに、平成8年には、「動物の処分方法に関する指針の解説」が発行され、この解説書の中で展示動物に関しても、殺処分の際の安楽死の方法について解説しています。やむを得ない殺処分の場合においても、この指針に沿って行われなければならないことは当然です。

動物販売店において展示動物を殺処分しなければならない場合とは、展示動物が疾病にかかったり、怪我をしたりして治癒の見込みがない場合です。このような場合には必ず獣医師の判断を仰ぎ、その展示動物にできる限り苦痛を与えない方法で行うようにして下さい。なお、展示動物が感染症にかかっていたことが判明したら、直ちに店舗内等を消毒し、他の動物の健康診断はもとより飼養者等の健康にも十分留意して下さい。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (2)展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は管理者若しくは飼養保管者以外の者と接触させることをいう。
- (3)販売 事業者が、動物を譲り渡すことをいう(無償で行うものを含む。)
- (4)展示動物 次に掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物(以下「動物園動物」という。)
 - イ 人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物(以下「触れ合い動物」という。)
 - ウ 販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物(畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。)
 - エ 商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物(以下「撮影動物」という。)
- (5)施設 動物を飼養及び保管するための施設をいう。
- (6)管理者 展示動物又は施設を管理する者(販売動物の販売を仲介するものを含む。)をいう。
- (7)飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

趣 旨

基準の中で述べられている基礎的で重要な用語の意義について、疑義を生ずることのないように定義しています。

ここでは、動物、展示、販売、展示動物、施設、管理者、飼養保管者について解説します。

解 説

1 動物の範囲

この基準の対象となる「動物」とは、哺乳類、鳥類と爬虫類を指します。したがって、両生類、魚類及び節足動物はこの基準の対象にはなりません。

2 展示

動物園や水族館等で飼養されている動物を不特定の人に見せたり、触れさせたりす

ることをいいます。近年、増えている触れ合いを主とした移動動物園のような、常設の施設ではない展示施設も含まれます。また、動物販売店等において、販売目的で見せる場合や店頭等で客寄せ、あるいは興行等に使われる場合も展示に含まれます。

3 販売

動物を売り渡すことで、無料で譲り渡すことも含むものです。

4 展示動物

ア 動物園動物

動物園で飼われる動物だけでなく、水族館、植物園、公園等の施設で飼養保管される動物を指します。常設の施設だけでなく、移動動物園等仮設の施設で飼養保管される動物も含まれます。

イ 触れ合い動物

触れ合い動物とは、動物園内にあるこども動物園などで、こども達が小動物を抱き、触ることにより、生命の尊さ、生き物の暖かさを学ぶ目的で始められた展示方法です。そのため、ここでいう触れ合い動物(展示動物)は小型で、通常は人に危害を加えることのない動物が中心です。水族館ではイルカのタッチングを行っているところもあります。また、マジックショウで使用される動物も本基準ではふれあい動物とみなします。なお、各種イベントや客寄せを目的として展示する動物も含まれます。

ウ 販売動物

動物を売り渡すことを目的としたもので、無償で提供する動物も含まれます。

- ・ 動物販売店等で、店内や店頭で販売の用に供される動物
- ・ 販売を目的に繁殖業者が繁殖させた動物
- ・ インターネットや通信販売で販売する目的で飼養及び保管する動物
- ・ 販売の用に供するため輸出入業者が飼養及び保管する動物
- ・ 販売の用に供するため卸売業者が飼養及び保管する動物

などが販売動物となります。

エ 撮影動物

テレビ出演、映画出演、スチール写真のモデル等の用に供することを目的として飼養及び保管される動物が対象となり、動物の種類、大きさ等には関係がありません。

5 施設

動物を飼養、保管、展示する目的のために設けられた建物や設備をいいます。飼養保管する目的等により、その規模等は様々です。

6 管理者

展示動物の所有者または占有者など、動物と施設の管理運営に係る責任者のことをいいます。

動物取扱業の販売者や、販売動物の販売を仲介するものも管理者に当たります。

7 飼養保管者

動物の飼養及び保管並びに展示の作業に従事する人で、動物園等では「飼育係」と呼ばれることもあります。動物の調教や訓練に従事する調教師や訓練士等もこれに含まれます。

また、動物販売店では店員がこれに当たります。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

- ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。
- イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対して、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識すること。
- ウ 捕獲後間もない動物、他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸し出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。
- エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。
- オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。
- カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。
- キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

趣旨

展示動物の主体である野生動物の飼養に当たっては、その来歴が家畜・家禽と異なっていることに注目しなければなりません。家畜・家禽となっている動物は、人間との共存生活に入ってから何千年あるいは何万年という時間を経過しているのに対し、野生動物にはそれがないからです。

野生動物を展示するために飼養するには、管理者及び飼養保管者がそれぞれの種が持つ個々の生態、行動、生理をよく理解し、展示動物が運動、休息、睡眠を確保し、健康に成長でき、本来の行動、習性を発現できる施設、飼養方法で飼わなければなりません。

解 説

ア 給餌・給水

給餌・給水は動物を飼養する最低条件で、それぞれの種に合った配慮が必要です。

展示動物の多くは、野生動物が野生で採食していたものをそのまま与えることは困難です。当然の結果として、展示動物の餌の大部分は野生で採食していたものの代用物、いわゆる代用飼料を与えることになるわけです。たとえば、南アメリカに生息するオオアリの主食はシロアリですが、動物園で日量3万匹に及ぶシロアリを毎日給与することは至難です。そこで、ひき肉、レバー、ドッグフード、リーフイーターフード、鶏卵等を混合してミキサーにかけた代用食で飼っています。

野生動物の場合は家畜のように消化生理が解明されている訳ではなく、いわゆる飼料標準のようなものがないのです。現在の飼養方法のほとんどが経験から割り出されたものですが、一部の種においては栄養学的に研究され各栄養素がバランスよく配合された人工飼料（ペレット）が開発されています。中には、こうした人工飼料により、今まで飼養が困難であった種でも比較的簡単に飼えるようになった例もあります。

しかし、人工飼料は野生動物の栄養という面からは完全でも、問題がない訳ではありません。野生時の餌料摂取は、動物は皮をむくとか肉を切り裂くといった行動が必要でした。しかし、このタイプの人工飼料ではその過程が省かれて、ただ飼料を機械的に口に入れて食べるという行動しか残されていません。採食行動のうちの餌を探し捕えるという行動をすでに省略させられているので、全面的にこのような人工飼料で飼い続けることは、心理的欲求不満の原因になるおそれがあるからです。人工飼料の給与に当たっては、これらのことを考慮して、給餌方法、自然飼料との配合等を配慮する必要があります。

また、四季の変化、風雨、氷雪等の気象条件の変化及び成長、繁殖時等における動物体の変化に応じた飼料の増減と変更も重要です。動物の種類によって質的、量的な検討がなされるべきでしょう。例えば、ツル用のペレットは繁殖用と維持用の2種が製品化されています。高蛋白質の繁殖用ペレットで雛を育てれば、体重の増加に対し、骨や羽の成長のバランスが悪くなり脚や翼が変形することがあります。したがって、幼鳥や繁殖に関与しない個体は維持用ペレット、繁殖期を迎える前のペアには繁殖用ペレットを給餌するといった具合に使い分けて使用します。また当然のことですが、飼料は衛生的に見て安全なものでなければなりません。

給餌とともに給水も展示動物の飼養保管には欠かせません。基本はいつも新鮮な水を与えるようにまめな世話をすることです。中には果実や野菜等からの水分だけで飼える動物もいます。

給水方法によっては展示施設の床面に水がこぼれ、湿気を嫌う乾燥地の動物等は健康面や心理面でマイナスになることもあります。実験動物や家畜に使用する給水器をそのまま、あるいは動物にあわせて改造するなどして使用するのも一つの方法です。

例えば、少し前まで農家や学校ではウサギを飼う時、床がすのこになった飼育箱を使用しました。これは地中海沿岸の乾燥地帯に棲んでいたアナウサギから改良されたウサギが湿気を嫌うからです。水がこぼれても床がびしょびしょにならないようにするための工夫です。また、ウサギに水をやってはいけないということがよく言われます。これも湿気を嫌うウサギの飼育環境を湿らせないための考えですが、実際にはウサギは水分がなければ生きていけません。かつてのようにみずみずしい野菜くずや野草を飼料としていたならともかく、現在のように水分の少ない固形飼料で飼う場合は給水器等で水分を与えることが必要なのは言うまでもありません。

水棲動物では、イルカやアシカ、アザラシは海水を飲むことはほとんどないといわれています。イルカでは餌の魚に含まれる水分、餌の消化による代謝水が水分の摂取源です。一方、アシカやアザラシ、ラッコ等は真水を飲み、氷を食べることが観察されますから、新鮮な水や食べやすい大きさの氷を自由に摂取できるようにすることが大切です。

必要な餌の量は、年齢、季節、運動量によって様々です。また、飼料の魚は種類や季節によって栄養価が異なります。このような要素を考えあわせて、飼料の量や種類を決定します。冷凍魚を解凍して与える場合には、冷凍中に損失するビタミンE等のビタミン類の添加が必要です。給餌は一頭ずつ、手から直接与える方法が多く用いられます。

また、動物販売店での給餌・給水に関しては、対象展示動物の種類が限られているため、与える飼料や量もほぼ決まっています。例えば、鳥類の場合、まき餌鳥に与える穀類、すり餌鳥に与えるすり餌、養鶏用の配合飼料、ハト用の配合飼料、猛禽用の肉や魚、それに虫、野菜等、鳥の種類や状況により展示動物に合った飼料を与えます。餌は毎日新鮮なものが食べられるようにすることが大切です。それと同時に、飼料の清潔さを保つことも大切です。小動物に関しても同じことが言えます。果物を食べる展示動物には特に気を遣い、食べ残した飼料が腐敗しないように十分注意して下さい。給水に関しては、毎日新鮮な水が飲めるようにして下さい。自動給水器を使用する時は、常に水の残量に注意し、同時に器具の中に水垢等が付着しないように注意して下さい。また、給水器の中に糞や餌の殻が入らないよう十分注意して下さい。

イ 健康管理

展示動物の健康管理は、予防衛生にその重点があります。家畜と異なり、多くの展示動物は直接体に触れて診療することは困難なことが多く、いつのまにか病状を悪化させてい

たというようなケースも少なくないからです。日頃からその個体についての動作や排せつ物の状態等をチェックしておき、その変化をいち早く知ることが大事です。病気の早期発見は人間や家畜と同様に、展示動物の場合も重要です。

寄生虫については、多くの場合、糞便検査によって、寄生虫の種類や寄生数の多少について情報を得ることができます。定期的な検査が行なわれるならば、被害が出ないうちに駆虫剤等によって対応することができます。人用や家畜家禽用のワクチン、または血清が完成している病気については、対象動物についての適合性を検討した上でこれを使用することは有効な手段です。キジ目の鳥類に対するニューカッスル病の予防注射、サルや有蹄獣に対する破傷風ワクチンの使用等も効果を発揮しています。

予防衛生上の措置を行っているにもかかわらず、疾病にかかってしまった動物や不測の事故で負傷した動物に対しては、速やかに対処しなければなりません。傷病ある動物を放置したままにすることは、虐待となるおそれがあります。十分な認識と配慮が必要です。それには専門的な診断と治療を必要としますので、獣医師の診療を受けるようにします。それも、展示動物の診療に経験のある獣医師によって、処置されることが良いことはいうまでもありません。警戒心が強くて危険な動物を診療するためには、それなりの設備を備えることが獣医師にとっても、また動物にとっても必要です。このためには動物治療用に特別に作られた治療用檻、麻酔檻、麻酔銃等が有効です。また、死亡した動物は解剖して死因を調べるのが重要です。死因によっては他の動物への波及を食い止めることや、他の個体の健康管理の目安になるからです。

水棲動物では飼養環境、中でも飼育水の管理に気を配り、餌は質の良いものを与えるといった日常的な疾病の予防が大切です。野生動物は病気が進行しないと見た目の症状として現れないことが多いですから、餌を食べない状況は生命に関わる状態のことがあります。通常の状態の観察からの異常の早期発見及び対処が重要です。イルカでは呼吸器の疾患が多いという特徴があります。調教による無保定での採血や体温測定、体重測定等は動物への負担が少なく、疾病の早期発見に役立ちます。

動物販売店における展示動物の健康管理で一番大切なことは、毎日きちんと餌を食べているか見極めることです。また、日頃より獣医師と相談しながら飲み水や飼料の中に栄養剤を与えることも必要な場合があります。さらに、店舗内をいつも清潔にし、展示動物の飼料の殻等が飛んでいないように、よく飼育設備の清掃を心がけ、店舗内を清潔にしておくことが必要です。

ウ 環境への順応

最近では、展示動物の多くは動物園等で繁殖した個体が多くなりましたが、野生から捕

獲した個体も含まれています。新しい個体が到着した時はまず健康のチェックをしなければなりません。展示施設へ移す前は、すでに飼養している動物と隔離できる動物病院や飼養施設で飼養し、健康の確認をします。いわば、自主的な検疫を行うことが到着した動物の健康にとっても、すでに飼われている動物の健康維持にとっても大事なことです。

野生から捕獲された成熟した動物にとっては、人工的な施設の中で飼養され、観覧者の前に展示されることは、想像以上に心理的な刺激を与えています。展示動物もその新しい飼養環境下において、まずその地の気候に慣れ、飼養保管者や観覧者の存在に慣れ、新しい飼料に慣れ、近くの動物を含めて生活環境に慣れなければなりません。飼養保管者はこれらの刺激をなるべく少なくし、速やかに新しい環境に動物が順化順応するように努めなければなりません。動物はどんな動物でも新しい環境になじもうとする順応性を持っています。もちろん、種や個体によってその速さには差があり、限界があります。それを見きわめて、新しい環境への順応を補助し、拡大させていくのが飼養保管者の任務です。新着後しばらくは、薄暗い隔離室で安静に飼養して体力の回復を図るようにし、同時に飼養下の状態に慣れるようにします。こうした後に展示するのが一般的な方法ですが、場合によっては、すでに順応している同種の動物と同居させることで効果を上げることもあります。多くの新着動物では、新しい飼料への順応、すなわち餌づけが難しいのですが、新着動物の部屋にすでに餌づいている個体を入れることによって、餌づけを促進させた例もあります。

このような心理的な順応もさることながら、気温、湿度等の気候条件に対する順応も重要です。多くの哺乳動物は驚くほどの気候順応性を持っていますから、あまりに原産地の気候条件にこだわりすぎると、かえってその動物の抵抗力を弱めてしまうこともあります。輸入した年は、もちろん原産地の気候条件を十分に考慮すべきですが、その後は、年ごとに通常的环境に慣らしていく必要があるでしょう。

水棲動物では、アシカやアザラシは飼養下で繁殖した個体の施設間の移動が主ですが、イルカでは野生からの導入が多くみられます。海を泳いでいたイルカを輸送し、いけすやプールという囲いの中で飼養を開始するに当たっては、イルカは様々なストレスを受け、病気に罹りやすい状態にあります。環境に馴致するまでは、細心の注意を払い、落ち着いた環境を保つことが大切です。イルカは搬入後すぐに餌を食べる傾向がありますが、アザラシ類は神経質で少しの環境変化でも餌を拒むことがあります。人が見ていると食べないといった場合には、プールに餌を入れておくなど、新しい環境への適応をスムーズに進めるための状況に応じた判断が求められます。人の手から餌を食べるようになると、環境への馴致も早く進みます。

動物販売店では、新たに仕入れた展示動物を前から飼養していたものとすぐに一緒にし

てしまう傾向があります。新しい展示動物が入荷したら、少なくとも2～3日は別飼いし、様子を見ながら一緒にして下さい。また、手乗りインコのように飼養管理者が手を掛けて飼養しなければいけないものは、飼料を与える時間の感覚や敷き藁等、雛鳥に精神的・肉体的苦痛を与えないよう配慮して下さい。

エ 群れでの飼養

動物は単独、家族等の小さな群れ、もっと大きな大群になるものなど、野生では種ごとに様々な生活をしています。また、季節によりペアで暮らしたり、群れになったりする種類も知られています。本来群れで生活している動物を単独やペアで飼養することで動物もストレスを感じ、異常な行動が見られることがあります。

日本の動物園でゴリラやアジアゾウの繁殖例が少ないのは群れでの飼養になかなか踏み切れなかったことが一因です。反対に野生では単独性のトラ等は群れにすることでの個体間のトラブルが増加します。また、大きな群れを作る動物でも、レイヨウの仲間のように成獣のオスは1頭という構成のものも多く見られます。群れの中で殖えたオスの子は、成長に合わせて群れから離す時期を逃すと、成獣オスの攻撃で殺傷される等の事故を招くこととなりますので、個体間の行動等注意深い観察が必要です。日本ではツルは群れになる鳥というイメージが強いようです。これは冬鳥として越冬する大群、冬季の餌場の群れ等が目立ち、写真でも紹介される機会が多いからです。繁殖期のツルはペアで生活し、雛を育てます。広い放飼場があっても春から夏にかけてのツルを群れで飼うのは困難です。また、雛を次の繁殖期を迎える2月頃までに分けなかったために、雛が親につつき殺されてしまったという事故が実際に起きています。

水棲動物においては、本来群れで生活する種類では少なくとも複数での飼養が必要です。しかし、同居の組合せについては、例えばイルカでは、一般にメスの複数飼育ではトラブルは少ないですが、オスでは繁殖期に成熟オス同士で闘争することがあります。妊娠個体や育児中の群れではオスが同居にすることで群れの落ち着きがなくなることがあります。イルカのオスは育児には参加しないので、出産が見込まれる際や育児の初期にはオスを別の飼育プールに移動した方が安全です。このように年齢や性別、また、動物の相性によって群れを形成することが必要です。

動物販売店では、けんかをするため単独で飼養しなければならない展示動物は別として、ほとんどが群れで飼養する展示動物です。この場合、忘れてはいけないのが飼料の種類の違いは同じ飼育施設に収容しないということです。また、鳥類の場合は追い込みかご等に群れで飼養する場合は、止まり木の付け方一つにも注意を払い、上にいる鳥の糞が下にいる鳥に掛からないように工夫して下さい。

オ 混合展示

アフリカのサバンナでは、キリンやシマウマ、ガゼル等のレイヨウ類、ダチョウ等の異なった種の動物たちが群れを作っています。こうした景観を作るため、異種の動物の混合展示が行われる場合もあります。野生では仲良く群れで暮らしているように見える動物でも、限られたスペースではよくトラブルを起こします。サバンナを模した混合展示ではシマウマのオスが小型のガゼルを追い散らしたり、ダチョウを蹴り殺す等の事故が起きています。反対にシマウマがヌーに角で刺されて死亡した例も報告されています。異種の動物の混合展示を行うには、トラブルが起きたり、起きそうな時に分離できるスペースを設ける等、施設面での工夫が必要です。また、飼養保管者は種ごと個体ごとの習性・性格を把握するだけの観察力も養わなければなりません。

餌等の管理上手間が省けるということで、近似種の動物を混合展示することがあります。ホオカザリヅル、アネハヅル、ハゴロモヅル、ナベヅル、マナヅル等ツルの仲間数種をわりと広い放飼場で混合展示した例では、一番強いホオカザリヅルのペアが放飼場の9割を占有してしまいました。他のツルたちはホオカザリヅルの動きに合わせて放飼場の隅を移動しながら生活せざるを得なかったのです。もちろん、この広いスペースで繁殖したのはホオカザリヅルだけでした。しかし、近似種でないコウノトリ類、サギ類、ガン類、カモ類等は放飼場の真ん中へ行ってもホオカザリヅルに追われることはありませんでした。餌等の管理面では、手間がかかっても異種の動物の混合展示をする場合は、生活の仕方の異なる種類を一緒に飼う方がうまくいきます。また、近似種の混合展示は、雑種を作る危険性がありますので、きめ細かな管理が必要です。

近年、自然の風景を再現する生態展示が増えています。したがって、同一種ではなく様々な動物種が混合して展示されます。例として、ラッコは大変ないたずら好きであり、飼養施設は危険を排除するために単純な構造が取られていました。しかし、最近では水中には魚、海草、砂、陸地部分には流木、そして鳥（エトピリカ等）を同居させるなど、生態展示が可能であることがわかってきました。このような方法は、展示面、飼養動物のエンリッチメントにおいても効果があり、まさに「一石二鳥」といえます。

一方、混合展示で注意しなければならないことは、交雑です。イルカでは、バンドウイルカとハナゴンドウやオキゴンドウの雑種が出現しています。また、アザラシ間、アシカとオットセイ間にも交雑が認められています。繁殖期には雑種を避けるための飼養施設の移動、避妊処置等が必要です。

動物販売店では、違った種類を同一展示施設に収容することはあまりありませんが、小鳥類に関しては、同じ種類の飼料であれば混合展示も可能です。ただ、この場合注意することは、収容する鳥の数と、給水器、餌入れ数のバランスを考えることです。

カ 社会化の必要性

親が子を育てない場合、やむを得ず人工哺乳や人工育雛で、飼養保管者によって子や雛を育てなければならないことがあります。哺乳類でも鳥類でも人が育てると、その種としての行動を発現できないまま成長し、種としての社会性を失った個体になってしまうことが知られています。

哺乳類の場合、社会性以前の問題として、できるだけ初乳を飲ませることが人工哺乳に踏み切るとしても大事なことです。初乳は分娩後4～5日間に出るもので、常乳に比べ蛋白質や脂肪含量が高く、免疫物質を多く含み、飲んだか飲まないかは子の生育の成否にも影響します。

人工哺乳で育った動物は、その種にはなじめなくても人には良く馴れ、人気者になります。しかし、成長とともに人を恐れないために、かえって危険になり、事故をおこす例がよく知られています。ニホンカモシカは子育ての初期には子を草むらに隠し、哺乳の時にだけ親が子を訪れます。こうした子が迷子と間違えられて保護されることがあり、やむを得ず人工哺乳で育ててしまうと、人について歩くほどよく馴れてしまいます。成長してかまってやれなくなると、給餌や掃除の時など待ち構えていて飼養保管者にじゃれてきます。すでに角は大きく鋭くなり、この角に刺されて大怪我を負ったという事故が何件か報告されています。サーカス等での使用を目的としないならば、子育てはできるかぎり本来の親にさせるのが、子がその種としての社会性を持って生きていくために最も適切な方法です。

鳥類の場合、人工孵化でのすり込みによる社会化の発現は子育て方法の違いにより異なります。ローレンツ博士の実験したガンは孵化後に最初に見たものを親と思い、ついていくわけです。こうしたすり込みが起こるのは、卵が孵ると雛はすぐに巣立ちして親について歩き、泳ぎ、餌をついばんで成長する早成性の鳥です。ガンカモ類だけでなくキジ類、ツル類など、地面に巣をつくる鳥に見られます。こうした早成性の鳥を人工孵化させ、人が育てると、人にすり込まれ、成長してからも同類を繁殖対象に選ばずに、人にディスプレイをしてしまうような鳥に育ってしまいます。ところが、トキ類、コウノトリ類など、樹上の巣で飛べるようになるまで子育てをする晩成性の鳥は早成性の鳥のようなすり込みによる問題が起こりにくいようです。佐渡で人工孵化し、人に育てられたトキが自然に交尾し、産卵し、雛を育てることができたのは、そうした違いによることかもしれません。ペンギンも晩成型の鳥であり、人工孵化した個体でも正常な繁殖行動を見せます。しかし、インコ類は晩成型ですが、手乗りで育てたインコはあまり子育てが上手ではありませんから、全ての鳥の社会化の現象を単純に早成型と晩成型で分けられるかどうか、研究が進んでいる訳ではありません。

展示動物が正常な繁殖を行うのは、その動物にとっては種族保存の本能が充足されたということを意味し、施設と飼養技術がその展示動物にとって満足できるものであることを示しています。このためには、その動物の繁殖生理が十分に研究されることが必要ですし、繁殖のための施設も伴わなければなりません。例えばスイスのバーゼル動物園では、かつてフラミンゴの繁殖がうまくいきませんでした。その理由を研究したところ、夜間に狭い室内に収容するところの問題があることを発見しました。フラミンゴは夜間に多くがつかい形成行動をする鳥だったのです。また、ドイツのフランクフルト動物園では、リカオンを繁殖させるために、曲がりくねった巻貝型の繁殖用産箱を作って成功していますし、イギリスのノーフォーク動物公園では、カワウソを繁殖させるのに、池と巣穴の間を長いトンネルで結んで成功しています。

交尾・出産等の行為は、動物にとって安心できる施設で行われるべきです。そのような施設であるかどうか繁殖に成功するか否かにつながっています。動物が子を産んでそれを育てる様子や、卵を抱いて雛をかえす様子は、誰が見ても心の暖まる情景です。動物の習性を理解すると同時に情操を養うのに貴重な機会でもあります。ただ、近親間の繁殖を重ねて劣弱な形質の発現を助長したり、雑種を作って正しい種、または亜種の特徴を無視したりすることは避けるべきでしょう。種類によっては、繁殖しすぎた結果、動物の収容場所や移籍先に困ることもあるので、管理者や飼養保管者は適当な個体数の維持についても配慮が必要です。

大型の水棲動物では、輸送が可能な大きさである幼獣で導入し、展示施設で成長することが一般的です。本来、群れで生活する動物を単独で飼養するのは好ましくありません。搬入された幼獣は、群れの中で生活することによって社会化することができます。

動物販売店で展示される犬、ねこについても、社会化の配慮は重要です。

キ 隔離施設

展示動物の中には健康を害したり、負傷したり、高齢になったり、落ち着いて出産準備や子育てをしなければならぬものも必ず出てきます。治療施設である動物病院や展示施設にも、こうした動物を隔離するための施設が必要です。また、動物病院には治療や療養等のために入院できる部屋やケージを備えるべきです。さらに、高齢動物や妊娠中の動物は家族から離すことで不安になることもありますから、展示施設には隣接する予備のケージ等が備わっていることも大切です。

群れで飼育している場合でも、老齢や疾病等の場合には単独で飼育可能な隔離施設が必要です。これは、疾病の蔓延防止、個体の状態を確認し、排せつ物等を確認できる点でも大切です。水棲動物では動物病院に入院というわけにはいかないため、展示施設に付属する隔離

施設があると有用です。

動物販売店においては、別室を作るような大げさな隔離施設を持つことは物理的に困難かもしれません。しかし、展示動物が発症したら、すぐに獣医師に連絡をし、適切な処置を施し、別のケージに分けなければなりません。このため、いつも消毒済みの清潔なケージを予備においておく必要があります。

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

趣 旨

飼養される動物は、それぞれの種が様々な生態や習性をもち、その生理も多様です。収容されている施設の構造が、その種の生態等に適合しない場合、動物の健康等にも多大な影響を与えてしまう可能性が出てきます。最近では、身体的な健康だけでなく、動物福祉の観点から精神的な健康が重要視されています。飼育環境によっては野生では見られない常同行動等の歪みが発生する場合があります。特に動物園等、動物を一般に展覧する施設では、その動物本来の習性等の発揮を促すように努力し、飼養されている動物が置かれている環境を豊かにする必要があります。

解 説

ア 動物を飼養あるいは保管するにあたり、まず動物が日常行う行動を妨げない十分なス

ペースが必要です。体の向きを変えることや立ち上がることのできないような空間では、動物に与えるストレスは非常に大きなものとなります。また水中生活に適応した種に、泳いだり体を水につけるような場所を用意することなど、種の生態に合わせた環境を整える必要があります。哺乳類では歩行する高さしかない施設は不十分で、立ち上がれたり、伸びをしたりすることができる等の十分なスペースが必要です。また、水棲の種では、泳ぐことができるプールが必要となります。さらに、飼育環境を豊かなものにするため、動物が落ち着けるような隠れ場や、動き回ったりできる空間を備えた環境を用意しなければなりません。

動物販売店では、展示動物を飼養あるいは保管するに当たり、一つのケージに収容する展示動物の数を充分注意し、できるだけ薄飼を心掛けなければなりません。また、ケージの中で十分な餌の摂取、飲水ができるだけのスペースの確保が必要です。

イ バクやカピバラ等の種は、水場やシャワーがあることにより、排せつがスムーズに行われます。鳥類では地上性の鳥類でも、夜間は止まり木にとまって休む種もあり、多くの樹上性の種と同様に、止まり木の設置は落ち着いて暮らすためには重要な設備です。羽毛を良い状態に保つため、あるいは暑さをしのぐために水場を常用する種も多く、これらの種には水浴び場は必須です。

展示動物の種類により排せつ物への配慮もまちまちですが、動物販売店では、通常の場合、糞切が付いているケージを使用し、上皿の部分には古い新聞紙を引いておき、毎日これを新しい物と交換するようにして下さい。また、展示動物の中にはケージの中に巣箱を置き、その中におがくず、かんなくずや新聞紙を短冊にして入れるものもあります。これらのものも毎日、必ず新しいものと交換して下さい。なお巣箱に卵や雛がいる場合は、ケージに手を入れないようにし、親鳥にストレスを与えないようにして下さい。

ウ 動物は種ごとに生態や生理も異なるだけでなく、飼育環境への適応力も異なります。異なる環境への適応力はまさに様々で、馴致により熱帯産の鳥類が氷点下を下回る日本の冬を無加温で過ごすことも可能です。しかし、適応力を上回る過酷な環境や、適応力の低い種に対する不適切な施設では、過度なストレスを与え、健康に動物を飼養管理することは困難です。エアコンによる温度管理が必要です。また、通風の悪さによる蒸れが動物に大きなダメージを与えます。さらに、動物が自由に行動するために十分な明るさを保つことも重要です。

動物販売店の場合、単独店舗であれば昼間照明を点灯し、夜間は展示動物を休ませるために照明を消すことができますが、量販店等大型店舗の一角にペットコーナーがある

場合は全体照明のため、ペットコーナーだけの都合では照明を明るくしたり、暗くしたりすることは困難だと思われます。この場合は、ケージの上に布を被せたり、何らかの工夫をして展示動物に過度のストレスを与えないようにし、十分な睡眠を摂れるように配慮して下さい。営業時間においても同じことが言えます。最近の量販店やデパートなどは遅くまで営業をしています。中には 24 時間営業の店舗もあります。店舗内の温度や通風にも十分配慮して下さい。夏の冷やしすぎ、冬の暖めすぎが展示動物の死亡原因になる場合が往々にしてあります。

エ 高低温や強い日差しなどの要因は、直接動物の生命をも奪いかねない要素です。屋外で飼養保管する場合は、風雨から身を守れるシェルターや日よけ、保温設備等を設置する必要があります。屋内の場合では、特に通風の悪さによる蒸れが動物に大きなダメージを与えるため、注意が必要です。

動物販売店においては展示動物を屋外に置くことはまず無いと思いますが、屋内に置く場合でも直射日光に当たらないように注意して下さい。

オ 疾病や傷害の発生しやすい環境から動物を遠ざける必要から、清掃や消毒等が行き届いた良好な衛生状態を保持する必要があります。そのため、床、内壁、天井及び飼養に必要な付属施設も含め、清掃や消毒が容易な構造にする必要があります。また、釘やビスのような突起物に体をひっかけたり、穴、くぼみ、斜面等によって転倒等の思わぬ事故により動物が傷害を受ける場合があるため、安全な環境を整える必要があります。

精神面での健康を促進させるために、最近では「環境エンリッチメント」の重要性がしばしば論じられます。「環境エンリッチメント」とは、飼育環境の改善等により飼養下の動物に刺激を与え、野生状態の行動を引き出したり、行動の時間配分を野生状態に近づけたりすることによって、動物の精神的な健康に寄与するものです。もちろん、身体的な健康にも有効となります。施設そのものの改善のほか、餌の与え方の工夫や遊び道具の開発など、様々な事例が行われています。野生動物では、多くの種では生態、習性、生理等がすべて判明している訳ではなく、実施に当たっては慎重に行い、その解析も必要となってきます。特に動物園等、一般に展覧する施設では飼養動物の置かれている環境を豊かにすることで、飼養動物が心身ともに健康な状態に置かれ、本来、野生で行われている行動を発揮させるような施設の設置やその環境の改善が望まれています。

水棲動物を飼養する施設の構造等については、水と陸の両方に生活の場がある種類(アシカやアザラシ、海鳥、カメ等)を飼養する際には、陸地とプールの両方を備えた飼養施設が必要です。水面からの上陸が容易であること、運動機能に適した陸地部分と水面

があり危険な箇所がない構造が必要です。例えば、トドは前足の力が強く岩を登るのが得意です。施設は逸走できない壁の高さ、構造が重要です。陸地部分は動物が上陸して十分に休息ができる面積があり、生態に合った材質で動物が住みやすく、清掃等の管理がしやすいという二つの面を満たすと良いでしょう。イルカや海牛類のプールは、自由に泳ぎ、回転し、潜水できる広さや深さが必要です。

水棲動物の飼養に当たっては、水の管理が最も大切です。本来の生息環境にあった水温、海水と真水の区別を含む水質の管理を行い、適切な環境を作ることを心掛けたいものです。多頭飼育をする場合に当たっては、特に水質の悪化に留意します。

水棲動物の飼養においても、動物が暇を持て余すという問題が発生します。その結果として、餌の吐き戻し、歯や牙を削るといった問題行動を防止するために、環境エンリッチメントは大切な考え方です。氷、水、人工的なおもちゃ等、様々な物が遊具として利用できます。遊具を与える際には、大きさ、材質、形状に十分に配慮し、回収した遊具の点検を行い、事故防止に努めることが大切です。

動物販売店内の床や壁は水洗いや消毒薬が噴霧出来るような材質が理想です。また、換気口や排水溝から展示動物が逃亡する恐れがあるので、金網を張ったり、プラスチックを加工して張り付けたりするようにして下さい。

(3)飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

趣 旨

様々な動物には、その種ならではの特徴や生態を持ったものが少なくありません。それぞれの動物を適正に飼養するためには、その動物に関する知識を有することが重要です。また、動物園等の展示施設では、その目的に鑑み、観覧者に対して動物に対する知識の啓発普及をすることも必要です。また動物販売店等では購入者に対してその動物の生態や飼養の方法を知らせることで、その動物が適切に飼養されるように努める必要があります。そこで、展示動物を飼養保管する施設の管理者は、動物を飼養する担当者が動物に対して十分な知識を持つように、必要な教育訓練を行い、動物愛護の精神等の普及に努める必要があります。

解説

動物園等の展示施設や動物販売店等では、訓練を受け、十分な経験を得た飼養保管者が観覧者や動物の購入者に指導や対応する事が重要です。動物を飼養すれば、様々な問題に直面することは日常的なことです。まずこの動物は何という種だろうか、あるいは何を食べさせたら良いのだろうか、どうやったら保定できるだろうかなど、基本的な事項について指導しなければなりません。生息環境や飼料の特殊な種は、その知識の有無でその動物の適切な飼養どころか、生命さえ奪いかねない事態となります。それほど飼養の難しくない家畜であっても、ある一定の知識や経験が必要となってきます。例えばイエウサギの耳を持つことなど、不適切なハンドリングは動物に大きなストレスを与えてしまいます。このように誤った知識が一般に言われ続けている事もあります。まず、動物を飼養する基本的な知識、動物の生態、動物の取扱技術等を飼養保管者が習得するように、管理者は教育訓練を行う必要があります。また動物に関する法令、動物福祉に関する事等も習得する必要があります。

経験のある飼養保管者が観覧者や購入者に正しい動物の知識や取り扱いなどを知らせることで、動物が不適切に飼われることや動物による事故を未然に防ぐように努めなければなりません。また、生命の大切さ等を伝えることも動物への理解を深めて愛護の精神を広げることになります。

動物販売店では動物を販売する際、必ず動物購入者に対してその動物の習性、飼育方法等を指導しなければならないことになっています。このためにもまず、動物販売店の店主並びに従業員は少なくとも自分の店で扱う動物に関する習性、公衆衛生、関係法令等を勉強し、プロとしての自覚を持って販売することが必要です。

また、他の施設に動物を譲渡する場合は、その動物が自然の状態で行動できるような施設があるかないかの確認を行い、もしそのような施設がない場合は施設を用意させるか、譲渡を中止するかくらいの気持ちが必要です。

水棲動物においては、特に直接接する機会が多いので、動物への接し方を身につけ、大型の種類では威嚇動作や攻撃について把握し、自分自身の安全を図ることが最も大切です。

また、ほんのわずかなミスや見逃しが動物の事故や動物の死につながりますから、それぞれの動物に関する基礎的な知識の習得が必要なことは言うまでもありません。水質管理、飼料管理、栄養、健康管理についての学習も必要です。

2 生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

趣 旨

動物の排せつ物、毛、羽毛等の汚物の適正な処理に加えて、施設を常に清潔に維持管理することによって、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めるよう管理者等の責務を示しています。このことは「人と動物との共生」を図るためにも特に重要なことです。

動物を飼養、保管、展示するということは、その動物を人工の環境下に置くこととなりますから、排せつ物等が自然に浄化されるということは期待できません。そのため、これらを放置するということは、直ちに施設や周辺的生活環境が損なわれるということになります。展示動物により人に迷惑を及ぼすことのないように努めることは、動物愛護管理法第7条に規定された、管理者等の基本的責務であり、生活環境の保全に関して管理者等が責任を十分に自覚して努めなければならないとされています。

解 説

1 環境保全対策

環境保全対策の重要なポイントとして、臭気(悪臭)、衛生昆虫(害虫)、騒音の発生等が挙げられます。

(1) 悪臭

悪臭の原因は、そのほとんどが動物の排せつ物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理等です。そこで、排せつ物の適正な処理、施設の十分な清掃や排水設備・汚水処理設備の適正な保守管理がなされていれば悪臭の発生を防ぐことは可能です。施設を設計するに当たっては、特にこれらの点に留意した設計や施工がなされることが重要です。

動物固有の体臭を悪臭と感じる人もいます。これについては、動物を飼養する以上やむを得ないことでもありますが、排気設備の工夫で臭気を軽減させることも可能で

す。

施設から排出される排せつ物や、汚れた床敷の処理も重要です。これらを不用意に堆積させた場合は、悪臭やハエの発生源となります。有機肥料として植物園や契約農家等に引き取ってもらえる場合もありますが、多くの場合は産業廃棄物として適正に処理することが必要になります。

(2) 害虫

一般に衛生昆虫(害虫)と呼ばれるものには、ノミ、シラミ、ダニ、ハエ、蚊等があります。不衛生な施設や健康管理を怠っている動物は、害虫の発生・増殖の原因となり、人や動物の健康及び生活環境を著しく悪化させるばかりでなく、害虫に刺されたり、血を吸われるなどの被害の他に寄生虫や感染症の媒介という重要な問題もあります。これらの害虫は、展示動物の残飯の不適切な処理や糞尿等が原因となって発生・増殖することが多いので、日常での十分な清掃及び適正な処理が必要です。

また、動物自身の清潔保持のために、水浴の習慣のあるものには水槽やプールを、砂浴の習慣のあるものには砂箱や砂場を設置することによって、自らの身体を清潔に保たせることも大切です。

昆虫対策として殺虫剤を使用するという方法もありますが、多用することによって動物に悪影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒です。薬剤の使用については慎重でなければなりません。

(3) 騒音

動物に由来する騒音には、鳴き声のほかに器物に触れて発生させる音があります。動物が鳴くことはきわめて自然なことであり、いたずらにこれを制限させることは動物のために良いことではありません。

しかし、昼夜を問わず異常な鳴き方(鳴き声)等が続くのであれば、騒音として苦情等の原因となってしまいます。騒音とされる鳴き声等の原因には、動物の習性に由来する場合がありますが、人工的な施設で飼養されている動物にとっての不安感や焦燥感等も考えられます。その場合は不安・焦燥感等が身体面(健康面)から由来するものか、施設面から由来するものなのかを見極めて、速やかに改善してやるのが肝要です。特に、騒音の原因がその動物の習性等から由来する場合はなるべく人家から離して飼養するか、それができない時は防音装置を備える等の必要があります。

また、動物が檻や器物に触れて発生させる音も無視できません。サル類が檻をガタガタいわせたり、クマやライオンが食器をガラガラ鳴らせたり、ヤギウウが壁に頭突

きをして発する音は、特に夜間は施設周辺からは相当の騒音として捉えられます。この場合の対策としては、食器を固定するとか、施設を音の出にくい構造・材質に改善する等の方法がありますが、やはり原因の一つである空腹や不安、退屈等の要因を取り除いてやることも重要です。

2 排せつ物等の適正な処理について

適正に処理されるべき汚物には、排せつ物だけでなく、毛や羽毛、食物残渣も含まれます。これらは環境への負荷が極めて高く、放置や不適切な処理によっては、悪臭ばかりでなく水質の汚濁を招くことにもなり、人の健康や生活環境に係る重大な被害を与える危険性があります。

展示施設から排出される廃棄物は多種多様ですが、そのほとんどが周辺環境に多大な影響を与える物質ですので、一般的には産業廃棄物として適正に処理されなければなりません。したがって、このような廃棄物に関しては施設の規模等により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」など様々な法令による規制がかけられています。管理者はこれらの法律を十分に理解し、場合によっては施設所在地の自治体担当課に相談するなどして、くれぐれも自分の管理する施設が公害の発生源になることのないようにしなければなりません。

3 危害等の防止

(1)施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ 施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができるものとする。

ウ 施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

趣旨

人に危害を加えるおそれのある動物を飼養展示しようとする時は、施設の構造及び強度について留意する等慎重な心構えが必要です。このような動物は、しっかりした飼養計画や展示目的のない限り、安易に飼養してはなりません。適正な目的のためにこのような動物を飼養展示する時は、観覧者や飼養保管者の安全を第一に考え、逸走防止に万全を期すことが必要です。

解説

ア-1 危害等の防止への配慮が必要な動物

人に危害を加えるおそれのある動物とは、展示されている時に飼養保管者や観覧者が接近した場合や、その動物が逸走した時に人に対する殺傷力を持ち、または器物等に対する破壊力の大きな動物をいい、次のようなものが挙げられます。

- ・クマ類：食肉目クマ科の動物
- ・大型ネコ科動物：ライオン、トラ、ヒョウ、ジャガー、ピューマ、チーター等
- ・中型以上の食肉獣：ハイエナ、オオカミだけでなく、アライグマ、アナグマ等
- ・中型以上のサル類：ニホンザル、アカゲザル、ヒヒ類、チンパンジー、ゴリラ、オランウータン等
- ・ゾウ類：インドゾウ、アフリカゾウ

- ・大型草食獣等：サイ、キリン、ヤギユウ、シマウマ等力の強い大型草食獣、強力な牙を持つイノシシ類、オリックスのように長い鋭い角を持ったレイヨウ類等
- ・その他：食肉獣に類するアシカ、トド等の海獣類、ヤマアラシのように強力なトゲや鋭い門歯を持つげっ歯類等
- ・大型は虫類：ワニ類、ニシキヘビ類、オオトカゲ類等
- ・毒ヘビ類：マムシ、ハブ、コブラ類等
- ・鳥類：ダチョウ等強力な脚を持つ大型鳥類、くちばしの力が強い大型インコ類、ツルやサギ等鋭いくちばしでつつく習性のある鳥類、ワシ、タカ、フクロウ等猛禽類

これらの動物のうち、殺傷力においては大型ネコ科動物および大型のクマ類が最も危険な動物として挙げることができます。大型爬虫類の殺傷力もかなりのものです。毒ヘビ類は種によって最も危険な殺傷力を持つ上に、逸走した場合、発見しにくいことが多いので、絶対に逸走を許してはなりません。

猛獣類等も幼獣のうちにはかわいく、危険も少ないものですが、成長するにつれて危険となることを忘れてはなりません。また、草食獣等でも幼獣から人工哺育で育った動物は人の怖さを知らないなので、成長後は野生で育ったものより危険になる場合もあります。飼養保管者には馴れていても、第三者には危険な動物であることに留意しなくてはなりません。どんな動物でも、飼養管理が適正でない時は、人に危害を加えるおそれを生ずることがあります。大型のイヌが幼児を咬み殺してしまった例のあることを思い出して下さい。

ア-2 逸走防止のための構造と強度

(1) 動物逸走の原因と対策

飼養展示の施設が不完全な時は、動物が逸走しやすいことは言うまでもありません。施設は収容する動物の破壊力や運動能力を考慮して構造や強度、展示形式が決められます。破壊力や運動能力は動物の成育とともに増大しますから、幼獣を飼養展示する場合でも、その動物が成長した時を考慮して構造や強度を決める必要があります。

どのように完全な施設でも、老朽によって欠陥が生じるものです。特に動物の施設は、排尿や掃除時の水洗い、消毒剤の使用等によって鉄の腐蝕がきわめて早いものです。動物の中にはたえず脱出しようと施設の破壊を繰り返すものもあり、また角や爪を研いだり、体をこすりつけたり、遊びや運動不足を補うための反復動作によって、施設の一部

だけに思わぬ力が加えられ、そこが破損してしまい、逸走の原因になることがあります。展示動物の心理的安定を図り、習性に応じてあらかじめ角や爪を研ぐ場所や運動器具等を備えて、施設に余分な力がかかるのを少なくし、そのような力の加わる箇所については、強度を増す等の工夫も必要です。

地震や火災によって施設が破壊されることもあり、また、飼養保管者の過失によって施設の取り扱いを間違えて逸走の原因を作ることもあります。危害を加えるおそれのある動物の施設は、耐震耐火構造にするとともに、特に殺傷力の大きな動物については、安全度を重視して設計しておくことも大切です。

飼養保管者の過失による逸走を防止するためには、一ヶ所の操作の誤り、例えば鍵のかけ忘れなどですぐに動物が逸走しないように、出入口を二重扉にするなど、二重の安全設備が必要です。

ただし、以上のような様々な要件を満たすために、あまりにも堅牢で、監獄を思わせるような施設は、見る人に不快感を与えるということもあり、敷地や建設費が十分でないという事情が重なったりします。とは言え安全度を小さく見た場合は、動物の発情期、闘争時、または治療等のための捕獲作業の時、あるいは新着の動物を収容する時などに、動物が平常時には見られない能力を出して逸走事故が生じやすいことも忘れてはなりません。

また、動物販売店内では、展示動物が逸走しないよう、ケージに二重施錠を設置するとか、店舗の入口を二重構造にし、万一展示動物がケージから逸走しても外に出ないように、配慮が必要です。

(2) 動物の破壊力と運動能力

檻等に対する破壊力は、クマ類と中型以上のサル類、特にチンパンジー、オランウータン等において大きく、またハイエナ等は歯の力が強く、金網等は簡単に壊してしまふことがあります。イノシシは柵の土台や地面に対して大きな破壊力を持っています。ゾウは力が強いので破壊力も大きく、特にアフリカゾウは強大な牙で驚くべき破壊力を示します。サイやヤギュウ等は、普段おとなしくても、興奮して突進した時には途方もない破壊力を出します。これらの破壊力の大きな動物に対しては頑丈な鉄檻や鉄柵が用いられますが、いたずらに力で対抗する方式でなく、濠（空堀や水濠）や擁壁等を用いるときわめて有効な場合があります。

逸走防止に当り、収容動物の跳躍力(高さと距離)、木登りや壁をよじ登る能力、土を掘りトンネルを造る能力、狭いところを通り抜ける能力等が問題になります。大型ネコ科の動物は破壊力はそれほど大きくありませんが、跳躍力やよじ登る力が優れていますの

で、ライオンとトラ以外、すなわちヒョウ、ジャガー、ピューマ等は濠や擁壁のなかで飼養展示することは危険で、檻に收容するのが普通です。ライオンやハイエナ、オオカミ等は、十分な高さがあれば天井のない鉄柵や金網柵でも飼養展示できますが、よじ登る場合を考えて忍び返しを設けておくことが必要です。

ワニ等も鉄柵や金網柵で囲うこともできますが、やはり十分な忍び返しが必要です。ハイエナやオオカミ等は土を掘ることを想定して、床面や柵の土台等を確実な構造にしておくことが大切です。

ネコ科の動物は、狭いところをくぐり抜ける能力が優れているので、鉄檻の上にさらに金網をかぶせる等の二重の防止策が必要になりますが、見にくくなるので最近では強化ガラスや溶接金網で飼養展示する例も多くなっています。この場合、溶接箇所等施工面での厳重な検査、点検が必要なことは言うまでもありません。

ヘビ類は狭いところに潜りこむ習性があるので、ガラスが用いられることが多いのですが、合わせガラス等を使用して、観覧者によってガラスが割られるのを防止する工夫が必要です。また排水口孔等の構造には、特に注意を払わなければなりません。

(3) 逸走防止設備と構造

人に危害を加えるおそれのある動物を飼養展示し、同時に逸走防止を図る構造としては、次のようなものがあります。

- ・鉄檻、金網檻（菱形金網、溶接金網等）及びこれらの併用
- ・鉄柵（鉄棒柵、パイプ柵、レール柵等）、金網柵（菱形金網、溶接金網等）いずれも忍び返しを設ける
- ・擁壁、空堀、水濠
- ・ガラス（強化ガラス、合わせガラス、ペアガラス、網入りガラス等）
- ・電気柵（補助的な設備として併用）

ア-3 観覧者の安全確保

観覧者が動物の展示されている施設に近づくのを防ぐ仕切りを人止柵といいます。人に危害を加えるおそれのある動物の飼養展示に当たっては、人止柵を特に厳重にすると同時に、柵内への立入りを禁止する制札を設ける必要があります。特に幼児はこうした制札を読めないので、その保護者の注意を喚起するような対策を講ずると同時に、人止柵は幼児が乗り越えたり、くぐり抜けられないような構造にしなければなりません。

危険動物の施設に設けられる人止柵は、観覧者が直接触れない距離が必要です。柵を観覧者側に傾けるとか、足がかりになる横棒をつけず、縦の棒を主体とすることによって、

大人でも乗り越えにくい構造が得られます。ただし、縦棒を主体とした柵では、棒の間に幼児が頭をつっこんで抜けなくなる事故を防ぐ配慮が必要です。また、人止柵と檻との間には、低木を密植したりして立ち入りにくくすることも大切です。以下、いくつかの事故の例を挙げておきます。

(1) クマ

クマは、幼児にとって縫いぐるみ等でなじみの深い動物であり、また、観覧者に対して食物をねだる行動をさかんに示すので、観覧者も食物をよく投げ与えます。こうして投げた食物が人止柵と檻との間に落ちた場合、これを拾って食べさせようとした幼児が人止柵のなかに入ってクマの爪にかかり、時には命を失うといった事故が報告されています。このような事故を防止するために、人止柵と檻の間にとげのある植物を植えたり、浅い空堀や急傾斜を設けて人が入るのを防ぐ例もあります。鉄檻でなく、空堀や擁壁によるモート型式の施設、強化ガラスと電柵の併用など新しい方法を採用できれば効果的です。

(2) ゾウの鼻

ゾウも観覧者の投餌を喜び、長い鼻を伸ばして観覧者の手から食物を受け取ろうとします。このことが動物園におけるゾウの人気の一つでもあります。過去にヨーロッパの動物園において、幼児の手が食物といっしょにゾウの鼻に巻かれて引きこまれ、幼児は空堀に転落して死亡するといった事故がおきました。それ以来、ゾウの鼻先が観覧者に届かないようにすることが重要な課題になってきました。ゾウの鼻先が届かないようにするには、空堀の時はゾウの鼻先が届かない十分な距離がなくてはなりません。最近では、電気柵を併用することでこの問題は解決した施設が増えています。こうした危険性について観覧者に注意を喚起することも、もちろん大切なことです。

イ 飼養保管者の安全確保

飼養保管者が動物によって危害を受けるのは、施設の不完全による場合と、飼養保管者の不注意や未熟による過失によっておこる場合等があります。担当の飼養保管者が休務の時は代わりの者が飼養作業に当たりますが、このような時に不慣れや未熟による過失が生じやすいものです。熟練した飼養保管者でも、疲労や精神的な不安定によって一時的に不注意な状態になって事故に至るということもあり、この種の過失を完全に防止することは難しいことですから、特に設備の構造を改善して飼養保管者の安全を図ることが先決となります。

(1) 間接飼育方式の採用

遠隔操作により扉を開閉し、動物に寝室と運動場の間の出入りをさせて、動物と同室せずに作業をする方法を間接飼育といいます。飼養保管者に危害を加えるおそれのある動物は、間接飼育によって飼養するのが普通です。ゾウのように訓練のために直接動物に触れて作業を行う動物でも、動物の性質が荒くなった時にはすぐに間接飼育に移行できるような、施設の構造が必要です。間接飼育の場合、とかく装置の操作が複雑になりがちですが、作業の単純化も誤操作等による事故防止の上で重要な課題です。

(2) 監視観察態勢の確保

飼養保管者が収容動物の所在や行動を十分に把握することは、危害防止のうえで必須条件です。そのためには、飼養保管者がいつでも動物の所在や行動を監視観察できるような構造が必要です。特に動物の出し入れ操作の時にこのことが大切です。そのためには、飼養保管者から動物までの視界に死角がないようにしなければなりません。施設の構造上、どうしても死角が生じるような場合には、のぞき窓、鏡、テレビ装置等の設備によって、動物の一昼夜の行動を確認できるようにしなければなりません。

(3) 二重の安全設備の必要性

危険動物の施設への出入口は、逸走防止のために二重の安全設備として二重扉になっているのが普通です。この場合、飼養保管者の不注意によって二つの扉の間に飼養保管者が動物と一緒にになり、逃げ場を失って危険に陥ることも考えられます。こうしたことに備えて、扉の閉め忘れ、施錠の不完全等について、赤ランプやブザー等で飼養保管者の注意を喚起する警報装置を備えることが必要な場合もあります。普通は扉の外から内部がよく見渡せ、死角がないように配慮されていれば、この種の事故はかなり防止できるものです。また毒ヘビについては、特にこの二重安全設備の完備が必要です。

ウ 日常的な管理・保守点検

逸走防止には、施設の構造や強度を完全なものにすることはもちろんですが、日頃から点検整備を欠かさず、老朽箇所を補修するとともに、様々な逸走誘因をできるだけ少なくすることが大切です。飼養保管者は保管する展示動物の状態を毎日観察することはもちろんですが、展示動物の数量は一日に1回は確認し、同時に状態の確認も行うようにして下さい。特に群れで飼養しているような展示動物に関してはその際に数の確認を

行う習慣を身につけることも大事なことです。

(2)有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、展示動物による人への危害の発生の防止に努めること。

趣 旨

コブラやマムシなどの有名な毒ヘビ類、毒トカゲ等は爬虫類飼養施設を持つ動物園で、またウミヘビ類は水族館での展示の対象として飼養されています。これらの有毒動物を飼養するためには、事故防止を念頭に設計、工夫された施設で飼養しなければなりません。さらに、予防処置として捕獲用具等を常備し、万が一の事故に備えて血清等の救急医薬品の準備や医療機関との連携方法も事前に確立しておくことが必要です。

解 説

1 有毒動物とは

有毒動物とは攻撃の手段として毒を使う動物の他に、食べられることで食中毒や死にいたらしめる動物もあります。ここでは展示動物ということで、前者について解説します。最も代表的な有毒動物は毒ヘビ類で、ヘビ約 2700 種のうち約 800 種が毒を持ち、そのうち約 380 種で実際に被害が報告されています。トカゲではアメリカドクトカゲとメキシコドクトカゲの 2 種のみが神経毒を出す毒腺を持っている有毒動物です。

哺乳類では単孔類のカモノハシやハリモグラが有毒のけづめを持ち、霊長類のスローリスは唾液中に毒があり、何回も噛まれるとショック死することもあります。食虫類でもトガリネズミ類の一部やソレノドンの下顎に毒があります。鳥類ではニューギニアに住むズグロモリモズの羽や皮膚に毒があることが分かっています。この基準の動物からはずれますが、ヤドクガエル等両生類やサソリ類の毒にも注意が必要です。

2 事故防止施設

毒ヘビ等を展示する施設は、逸走防止と危害防止のために二重の安全設備を完備していなければなりません。飼養施設で二重扉というのは、飼養スペースと管理スペースの間に逸走防止用の出入りスペースを設けることです。特に攻撃的、致命的な毒をもつ毒ヘビの

飼養施設では、二重扉に加え、さらに飼養スペースを引き戸で仕切れるようにするための二重の安全設備が必要です。掃除や給餌等の世話をする時は引き戸を閉めて、毒へびを片方に閉じこめてから作業を行えば、安全に清掃や給餌等の作業をすることができます。常に身近に捕獲用具、保定用具を常備し、作業の時は皮手袋、透明マスク（ゴーグル）、安全靴、安全帽等の着用によって、事故の発生をできるだけ防ぐようにしなければなりません。

毒へびのなかでも約 200 種は、致命的な毒を持つ危険種とされています。これらの種は、特に事故防止に留意した施設でなければ飼養展示はできないと認識すべきです。たとえ血清が入手できても、安全のために飼養展示しないことが望ましいと言えます。

3 救急医薬品の準備と周知

毒へびを飼養する時は、必ずその毒へびに有効な血清を備えておかねばなりません。血清は液状のものと粉末状のものがあり、液状のものは 10℃以下の凍結しない温度で保存しなければなりません。血清が製造されていない有毒動物の場合には、毒の中和剤を備えておきますが、毒へびや毒トカゲに対しては 5%のタンニン酸溶液が効果があるとされています。以上の血清や中和剤には注射筒や針がセットになっています。これ以外に救急処置に必要なものとして、緊縛用の布片、傷口を切開するためのメスを備えておかなければなりません。

毒へび等に咬まれた時は一刻も早く処置をしなければならぬので、これらの薬品や器材は毒へびの施設のそばの関係者がすぐに見つけられる場所に保管します。そして定期的にこれらを点検して、不足するものがないように心がけることが大切です。血清の有効期限が切れる前に新しいものを補充することは言うまでもないことです。毒へび等にかまれた時の救急処置法は、その飼養保管者本人のみでなく、周辺にいる同僚や監督者も熟知しておくように管理者は指導しなければなりません。

毒へびを飼養し血清を保管している動物園等は、近距離の医療機関と事前に協議し、血清の使用方法等について指示を受けることが必要です。救急処置や処置後の入院等、一連の処置がスムーズに運ばれるよう、常日頃から配慮しておくことが大切です。

動物販売店では原則として、有毒動物は扱わないようにして下さい。一部では、サソリ等を展示販売していますが、有毒動物は飼養管理にかなり専門知識が必要です。動物販売店においては、有毒動物を扱う場合は必ず飼育・販売台帳を作成し、販売をした場合は必ず、住所、氏名、連絡先を台帳に記録し、警察等から要請があった場合に直ちに報告ができるよう体制を整えておいて下さい。販売する時は必ず対面販売をし、その動物の毒性、食性、飼育環境等を十分に説明し、安易に興味本位だけの消費者には販売を控えて下さい。また、未成年者が購入に来た時は必ず親の同意書を持参させて下さい。

(3) 逸走時対策

- ア 管理者及び飼養保管者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律 105 号)第 26 条第 1 項に規程する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い動物(以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。)が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。
- イ 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

趣 旨

動物の逸走事故は毎年数件が報道され、残念ながらその根絶は期し難いように思われます。実際に人身事故に至ることは少ないのですが、人に危害を加えるおそれのある動物が逸走した場合には社会不安も大きいので、管理者と飼養保管者は動物の逸走防止に万全を期することはもちろん、万一に備えて十分な対策を講じ、非常事態にすみやかに対処できるよう訓練に努めなければなりません。そして、万一逸走事故が発生した時は、全力をあげて人身事故を防ぐようにすると同時に、動物を捕獲収容するようにしなければなりません。

解 説

ア-1 対策要綱

人に危害を加えるおそれのある動物を飼養展示している施設の管理者は、逸走予防の対策を立てて、施設の保全と、監視、点検を定期的を実施し、逸走時に使用する非常器材を整備、常置するようにしなければなりません。動物園のように危険動物の種類が多いところでは、特に逸走時の対策要綱を定め、これを飼養保管者ならびに従業員全員に周知徹底し、随時その要綱にしたがって訓練や演習を実施しなくてはなりません。

逸走時対策要綱としてあらかじめ定めておく事項には、次のようなことが挙げられます。

- ・ 逸走予防対策（施設の点検と保全）
- ・ 非常用資材の点検と整備
- ・ 訓練と演習
- ・ 緊急事態発生時の通報連絡体制

- ・緊急時の職員の編成、配置
- ・観覧者の避難誘導対策
- ・周辺住民への対策
- ・負傷者の救護対策
- ・逸走動物の捕獲態勢
- ・やむを得ない場合の動物射殺態勢
- ・夜間緊急時の動員態勢
- ・事後の事態収拾対策
- ・逸走経過の調査

ア-2 非常用資材

逸走時の対策に必要な資材として、次のようなものを常備しておく必要があります。

- ・銃砲（後述）
- ・網類（手網、捕獣網、遮断網等）
- ・ロープ、平打なわ、針金類
- ・トランシーバー、放送通信設備、携帯電話
- ・工作用資材（木材、竹、金網、針金）
- ・工具類（ペンチ、のこぎり、ハンマー、バール等）
- ・輸送箱、輸送檻、組立檻等
- ・車輛（ジープ、乗用車、トラック等）

〈 鉄砲 〉

逸走した動物の捕獲ができず、人命に危険が及ぶおそれがある場合には、鉄砲に頼るほかはありません。こうした場合に有効な鉄砲としては、ライフル銃、猟銃、麻酔銃があります。

ライフル銃は、強力かつ高性能で最も効果的ですが、その反面、熟練を要し、さらに法律によって所持が厳重に規制されていて、飼養保管者の中に有資格者を求めることが困難な場合が多いので、一般的でないといえます。万一を考慮して警察や猟友会の応援が得られるように連絡をとっておく必要があります。

猟銃として一般に使われている散弾銃やスラッグ銃は、近距離ならば十分にその目的を達することができます。ただし、許可を受けて使用できる銃は、その許可を受けた個人に限って使用するよう法律で定められていますので、射手と銃の組み合わせを複数で準備しておくことが必要です。銃の使用目的も狩猟用とせずに、有害鳥獣駆除、また

は人命救助として免許を受けておくことも大切です。鉄砲、その弾丸、火薬等の保管については、法律で厳しく規制されていますので、これに対応した保管設備や態勢をとることは言うまでもありません。

麻酔銃は元来治療用として備えられますが、近年は銃と麻酔薬の発達が著しいので、逸走動物の捕獲用としても有効です。ガス圧で発射する麻酔銃は、法規上は産業用鉄砲と同じ扱いを受け、射手を複数にして許可をとることができるので、非常の場合の使用にも適しています。使用する薬品によっては、麻薬取扱いの資格免許が必要なので、射手には獣医師が当たるのが普通です。

イ-1 非常事態への対処

管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、飼養保管者とともに逸走した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めなければなりません。

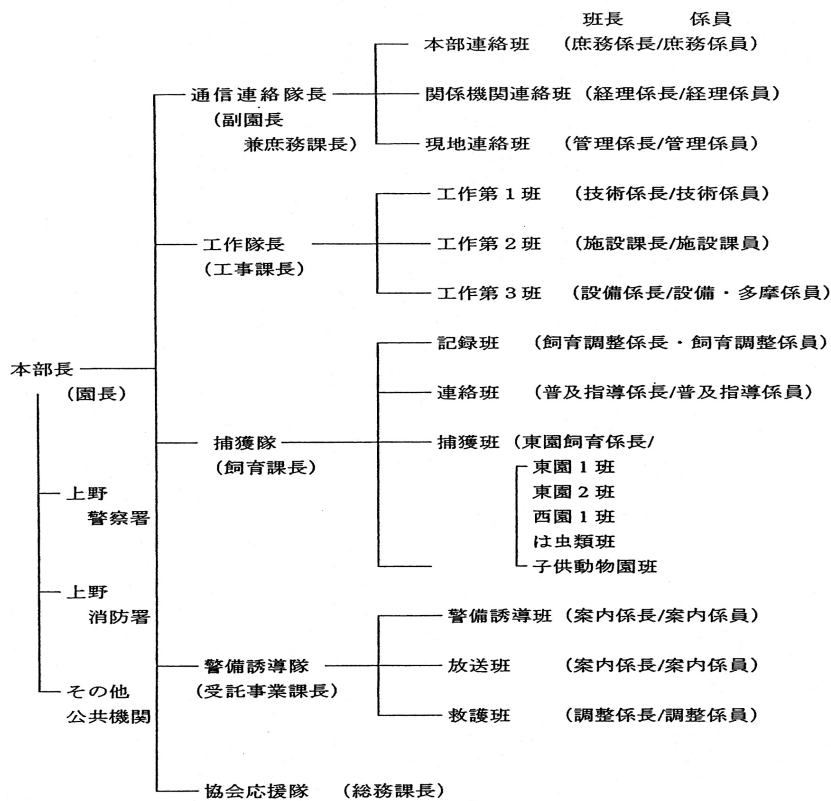
動物が逸走した時は、飼養保管者はまず冷静に状況を把握し、動物を興奮させないように留意して事故の拡大防止に努めることが大切です。しかし、動物の逸走はその飼養保管者によって発見されるとは限らず、他の職員や観覧者等によって発見通報されることも多く、また動物が施設に見当たらないことから逸走の事実が明らかになることもあり、逸走した動物の所在の発見が第一の問題になることを考えておかなければなりません。逸走した動物を発見した時は、動物の行動を観察しながら迅速に対策を立てることが肝要です。

人に危害を加えるおそれのある動物の場合には、まずその動物がいるところ、または潜んでいると思われる地域から、すみやかに観覧者を引き離し、遠ざけなければなりません。しかし実際には、報道関係者、居合わせたカメラマン、近隣住民等が職員の制止にさからって現場に近付こうとします。これらのいわゆるやじ馬行為への対処が問題となることが多くなります。いずれにしても、管理者をはじめ、飼養保管者や他の職員が、平常時の訓練や演習によって緊急時にも興奮せずに組織的な行動をするように心掛けねばなりません。

イ-2 緊急時の組織編成

緊急時の組織編成については、それぞれの施設によって異なりますが、ここでは東京都建設局恩賜上野動物園における非常配備態勢編成表を参考に紹介します。

別表 1 非常配備態勢編成表



* 班編成については、職員の参集状況により適宜変更するものとする。

イ-3 関係機関との連携

危険動物の逸走の場合には、すみやかに関係機関に通報して協力を求めることが大切です。関係機関としては、警察署、消防署または地元自衛消防組織、猟友会、自治体等があります。

警察への通報の必要性は言うまでもありません。対策要綱をあらかじめ警察に届けて平常より連絡を密にし、緊急時の協力態勢について協定を結んでおくのが良いでしょう。事故が拡大して自衛隊や猟友会の協力が必要となった場合も、警察を通じて要請するのが普通です。訓練や演習の時も、警察の立会いや参加を求めます。

負傷者の救護はもちろん、観覧者の避難誘導にも、消防の人員や器材の応援を求めると良いでしょう。強力な消火ポンプの水圧は、逸走動物を追いつめるのに効果的です。訓練、演習の時には警察とともに立会い、または参加を求めます。

動物の射殺が必要になった時や、逸走動物の搜索に猟犬の使用が有効な時は、猟友会員の持つ技術や資材は無視できません。平素からの連絡が必要です。

危険動物の逸走に際して、地域住民の不安を鎮めたり、避難の必要を知らせたりするための広報活動には、自治体の広報機関と地元住民の自治会組織に協力してもらうことが有効です。このような対策は、動物販売店にとっても必要なものです。動物園のような多量の資材等は必要ありませんが、対策要綱、非常用資材、緊急時の組織編成、関係機関との連携について、常日頃から準備や訓練を進めておく必要があります。

動物販売店における逸走対策としては、一般的にそれほど大きな展示動物を保管することはありませんが、まれに大型インコや小獣類を店頭に並べているところもあります。大型インコなどは逸走しないように堅牢なオウムケージで展示保管をしてください。ただし、その中に収容されるインコの大きさに合ったケージを使用してください。小鳥等が逸走した場合には直ちに捕獲できるよう、店舗内にタモ網をいくつか用意しておいて下さい。なお、タモ網は柄の長いもの、短いもの、網の目の細かいもの、荒いもの、タモ網のリングの大小等数種類用意し、すばやく捕獲できるように日頃から準備を完全にして下さい。また、店舗内の換気扇、下水溝の蓋等には必ず目の細かい網を上から被せ、そのようなところから逸走しないよう配慮して下さい。なお、店舗の出入り口はできれば二重扉が理想です。もし、展示動物の逸走時、店舗内に顧客がいた時は、顧客がみだりに騒いだり、逃げ惑ったりしないよう誘導を心がけて下さい。

【 参考例（東京都建設局恩賜上野動物園の例） 】

猛獣等脱出対策計画書

恩賜上野動物園

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。第 10 条及び第 41 条の規定に基づき、恩賜上野動物園（以下園）という。）において猛獣等の脱出の予防並びに脱出等の事故発生に際して入園者及び住民の安全を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(猛獣等の範囲)

第 2 条 この計画における猛獣等とは、条例施行規則第 4 条で定める別表第 1「特定動物の範囲」に記載された動物のほか、脱出により入園者等に危険を与えらると思われる動物とし、別表 1 に定めるものをいう。

2 前項以外の動物でも、園長が危険な動物と判断したときは、猛獣として取り扱うことができる。

(消防計画、非常事態対策計画との調整)

第 3 条 火災及び地震等の災害については、別に定める「消防計画並びに「非常事態対策計画」により必要な措置を取ることとするが、その際猛獣等の脱出があった場合、直ちに本計画による対策を行うものとする。

(計画の修正)

第 4 条 この計画は、常に検討を加え、必要があるときは課長会の議を経て園長の決定により修正する。

第 2 章 予防対策

(施設の保全)

第 5 条 動物舎等施設の保全管理責任者及び担当者を別表 2 のとおり定め、動物の脱出等の防止に努めるものとする。

(施設等の点検)

第 6 条 担当者は、動物舎等の施錠及び鍵の有無並びに施錠の確認を行うものとする。

- 2 飼育課の責任者は担当者とともに、動物捕獲用具等、動物脱出時に必要となる資器材について、四半期に1回点検整備を行うものとする。
- 3 庶務課の責任者は担当者とともに、園の外柵の安全確認を半年に1回行うものとする。

(点検結果の報告及び整備)

第7条 点検の結果、動物舎の異常を認めたときは、応急修理を行うとともに、各責任者を經由して担当課長に報告する。

- 2 報告を受けた担当課長は、園長に報告するとともに、関係課長と協議し必要な措置と施設の安全管理に努めるものとする。

第3章 猛獣等脱出対策

(猛獣等脱出対策本部)

第8条 動物の脱出等の事故が発生した場合、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、圏内の安全を確保するため、園長を本部長とする猛獣等脱出対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 本部及び各隊の編成は別表3のとおりとする。

(本部長の権限)

第9条 本部長は各隊を指揮監督し、本部の円滑な運営を図るとともに、次の業務を行う。

- (1) 対策本部の設置及び解除の決定。
- (2) 第11条に産める協力機関への協力要請。
- (3) 第13条に定める猛獣等の射撃措置の決定。
- (4) 建設局長及び公園緑地部長への事故状況報告に関すること。
- (5) その他対策本部の決定に関すること。

- 2 各隊長は、隊員を指揮監督し、本部長との連絡を密にし、各隊の任務の逆行を図るものとする。

(各隊の任務)

第10条 本部各隊及び各班の分掌は次のとおりとする。

通信連絡班（庶務課）

- 1 本部連絡班

- (1) 本部・各隊との連絡調整に関すること。
- (2) 報道機関に対する広報及び取材の調整に関すること。
- (3) 近隣住民に対する広報に関すること。
- (4) その他各隊、班に属しないこと。

2 関係機関連絡班 消防・警察等他機関との通信連絡に関すること。

3 現地連絡班 来園者の状況の把握及び本部長への報告に関すること。

工作隊（工事課・協会施設課）

1 工作第1班 捕獲隊との連絡及び外部業者の協力要請に関すること。

2 工作第2班 施設の点検及び応急措置に関すること。

3 工作第3班 脱出動物の逃亡防止柵の設置に関すること。

捕獲隊（飼育課）

1 記録班 本部活動の記録に関すること。

2 連絡班 隊内各班の連絡調整及び本部長への報告に関すること。

3 捕獲班

(1) 園内動物及び動物舎の監視に関すること。

(2) 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。

4 麻酔班 捕獲動物の麻酔に関すること。

警備誘導隊（協会受託事業課）

1 警備誘導班 入園者の避難・誘導に関すること。

2 放送班 入園者に対する情報の伝達に関すること。

3 救護班 園内における負傷者の救護に関すること。

（協力機関への協力要請）

第11条 本部長は、必要と認めるとき次の機関に対し協力を要請し、その協力のもとに事態の早急な解決を図るものとする。

2 協力機関及び協力の内容は次のとおりとする。

(1) 上野警察署 警備、射殺及び避難並びに広報に関すること。

(2) 上野消防署 負傷者の救助及び避難に関すること。

(3) 猟友会台東支部 警備、捕獲及び射殺に関すること。

(4) 各報道機関 広報に関すること。

(5) 東京動物園協会 負傷者の救護に関すること。

(6) その他の機関（日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会並びに青年団婦人会及び町内会等）救護・避難等の補助業務に関すること。

(指揮者の順位)

第12条 本部の活動に際し、本部長等に事故等があり、その職務に従事できない事態が生じた場合、指揮者の順位を次のとおり定める。

区 分	第1次指揮者	第2次指揮者	第3次指揮者
本 部 長	園 長	副園長兼庶務課長	飼 育 課 長
通信連絡隊長	副園長兼庶務課長	庶 務 係 長	経 理 係 長
警備誘導隊長	受託事業課長	案 内 係 長	調 整 係 長
捕 獲 隊 長	飼 育 課 長	東園飼育係長	西園飼育係長
工 作 隊 長	工 事 課 長	施 設 課 長	技 術 係 長

(射撃の基準)

第13条 射撃はそれ自体危険性を有することから、次の基準により慎重に対処するものとし、その決定は本部長が行うものとする。

- (1) 確実に射殺することができる見込みがないときは射殺しない。
- (2) 射殺する以外に事態を收拾する見通しが立たない場合を除いては射殺しない。
- (3) 撃弾によって人身に被害を及ぼす恐れがある場合は射撃しない。

ただし、猛獣等により人身に被害を受ける恐れがあると判断した場合には射殺を命じるものとする。

- (4) 必要と認めるときは、関係機関に対し、特別措置の要請をできるものとする。

第4章 訓練

(訓練の実施)

第14条 動物の脱出等の事態が発生した場合、本部の活動を迅速かつ円滑に進め、被害を最小限に押さえるため、次により訓練を実施するものとする。

- (1) 総合訓練 猛獣等の脱出を想定し、2年に1回実施要綱を定め、本部の設置及び捕獲等の総合訓練を行う。
- (2) 通信連絡訓練 前記総合訓練のほか、特に夜間における通信連絡の徹底を図るため必要と認める都度通信連絡を実施する。
通信連絡の方法は、別表4に定めるとおりとする。

(協力機関の訓練への参加)

第 15 条 総合訓練実施に際し、訓練を効果的に実施するため、必要な協力機関の訓練への参加を要請することができる。

付 則

この計画は平成 15 年 2 月 25 日から施行する。

この計画は平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

(4)緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

趣 旨

地震、火災等の非常災害が発生した時、管理者と飼養保管者はまず動物の安全を確かめ、災害から動物を守ると同時に、施設から動物が逸走する等の事故の防止に努め、状況によっては危険な動物を処分しなければならない事態になることも考えられます。そのため、管理者は平常より防災上の観点から施設の点検を行い、整備に努め、また緊急の際のとるべき処置を定めておくなど、万全の対策を講じておく必要があります。すなわち、自衛消防組織の編成、関係機関との連携体制、夜間緊急時の動員態勢等を確立しておかなければなりません。

解 説

ア 火災対策

人に危害を加えるおそれのある動物の施設は、不燃性の建築でなければなりません。暖房設備も温水暖房、温風暖房、ロードヒーター式の床暖房等を用い、施設内に直接火気を持ちこむことを避ける必要があります。消火設備や散水装置の用意も必要です。関東大震災の折、東京浅草で飼われていたクマが、プールに潜っていて焼死を免れた例があります。普段水浴しない動物の施設にプールを備えておくのも、一つの対策と言えます。

動物販売店では、冬場、展示動物に対し温度を確保するため、ストーブやパネルヒーターを使用するケースが多く見かけられます。このような暖房器具の不具合により、火災が発生するケースが多く見られます。火災により展示動物が死亡し、マスコミに取り上げられることがあります。常日頃から火災には十分注意し、器具の点検をこまめに行ってください。また、店舗内には必ずスプリンクラーや消火器を設置して下さい。大型店舗内の動物販売店は日頃より店舗側と、火災発生時の顧客や展示動物に対する対応方法を検討しておくことが大切です。

イ 地震対策

施設は耐震構造にしておくことが必要です。室内の檻は、建物の壁と一体にしておくこと、建物の一部が崩れたり傾いたりしただけで檻がはずれてしまうことが考えられるので、建物と檻とは別構造にしておくか、一体構造の場合もコンクリート内の鉄筋と檻とを溶接しておくなどの配慮が必要です。

鉄檻がひずむほどの地震では、その災害も広範囲で深刻な状況であることが考えられます。動物の危害防止の措置について、関係機関の協力が得にくい状態におちいることも十分に予想されるので、あらかじめ自衛手段を講じておくことが大切です。

動物販売店の店舗内では、ケージラック等を使用し、ケージを余り高く積み重ねないようにし、地震が発生した時、落下しないようケージラック等につないでおくことが必要です。また、哺乳類、大型鳥類の場合、ケージの倒壊により、展示動物が逸走する危険もあります。哺乳類や大型鳥類のケージは出来るだけ低い位置に展示するよう心がけてください。大型店舗内の動物販売店は火災対策と同様、日頃より店舗側と地震発生時の顧客や展示動物に対する対応方法を検討しておいて下さい。

ウ 保安宿舍

大型地震や大火の際に自衛措置を講ずる場合でも、これが夜間に発生した時には飼養保管者等の動員も困難になることが当然予想されます。このような事態に備えて、飼養保管者はできるだけ施設の近隣に居住していることが望ましいです。住宅事情がそれを許さないときは、緊急時の最少必要人員を確保するために、職員住宅を施設の内部または付近に設けて、何人かの飼養保管者を居住させておくことが必要になります。

エ 災害時連絡について

管理者は平常より防災上の観点から、常に緊急時通報連絡網を作成し、自衛消防組織の編成、関係機関との連携体制、夜間緊急時の通信連絡網及び動員態勢等を確立しておかなければなりません。また、地域住民を不安に陥れないよう、広報活動には自治体の広報機関や地元の自治会組織との連携を築いておくことが有効です。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

趣 旨

人と動物の共通感染症は、動物の飼養及び保管に極めて密接な関係があることから、飼養保管者は展示動物等に起因する感染性の疾病に関する知識や情報の習得に努め、自らの感染のみならず、観覧者への感染の防止のためにも、常に感染の可能性を考えてその防止策を講じながら、動物との接触や排せつ物の処理にあたるのが責務となります。

そのため、動物との接触や排せつ物の処理の後には十分な手指の洗浄や消毒に努めなければなりません。

さらに、管理者も同様に感染性の疾病に関する知識や情報の習得に努めるとともに、疾病発生時に備えて、迅速な対応ができるように常日頃から公衆衛生機関との連絡体制を整えておくようにしなければなりません。

解 説

ア 動物に起因する感染症とは

動物から人へ、人から動物へと病原体が感染すること、またはその感染によって起こる疾病のことを「人と動物の共通感染症」と呼んでいます。同義語として、「動物由来感染症」、「人畜共通感染症」、「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」といった表現も用いられています。世界では約200種類の動物に起因する感染症があると言われ、そのうち我が国には数十から100種類ほどの感染症があると言われています。

世界保健機関（WHO）では、この感染症を「脊椎動物と人の間で自然に移行するす

すべての病気または感染」と定義しています。

「人と動物の共通感染症」を予防するためには、病気に対する正しい知識を持つことが必要です。

イ 感染症の疾病に関する知識の習得

動物販売店の飼養保管者は日頃より、展示動物の世話をする前後に必ず十分な手指の洗浄・消毒をすることが大切です。特に排せつ物に直接接触してしまった後や、展示動物に噛まれたり、引っかき傷を負った場合は直ちに洗浄・消毒し、必要に応じて医師の手当てを受けるなど適切な処置をして下さい。また、店舗内に手洗い用消毒液を常備し、顧客にも手洗い消毒を行うよう指導して下さい。管理者は、人と動物の共通感染症等の知識や情報を取得すると同時に、飼養保管者にもその機会を与えるようにして下さい。そのためにも、地方自治体が行う講習会や動物愛護団体等で行う講演会にも積極的に参加して勉強するように心がけて下さい。

ウ 排せつ物の処理と消毒法

一般的には排せつ物の処理は、施設内や周辺環境を汚染させないように漏出や流出に心がけた適切な処理が必要です。

ただし、動物が病気になった時は、その動物の排せつ物が感染源になりうる場合がありますので、この場合は適切な消毒処置をとることなどを常に念頭に置いた適切な処理が必要となります。

エ 感染予防対策

動物の種類により、感染症やその原因となる微生物等は様々です。人と動物の共通感染症を念頭に置いた施設の維持管理や動物の取り扱いに心がけるとともに、感染症に関する最新の情報を得るように努めることが必要です。

オ 関係機関との連絡体制

管理者は、感染性の疾病発生時に備えて、公衆衛生機関(保健所、医療機関等)だけでなく近隣の動物飼養保管施設等が的確な対応を取れるように、予め関連する機関との連絡体制等の構築に努めることが必要です。さらに、この体制を効果的なものにするために定期的に訓練を実施するなど、緊急時の迅速な対応体制を整備しておくことも管理者の責務です。

カ 感染症法の改正

平成 10 年 10 月に、伝染病予防法の全面的見直しが図られ、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」として施行され、その後、内容が一部改正され平成 15 年 11 月 5 日に施行されました。

改正の内容としては、法の対象疾病及び疾病分類の見直しに加えて、人と動物の共通感染症予防の強化として主に次のような内容が盛り込まれました。

(1) 動物の輸入に係る届出制度の創設

感染症を感染させるおそれがある動物及びその死体を輸入する者は、輸出国の政府機関により発行された証明書（検疫証明書）を添付するとともに、種類、数量、輸入の時期等を届け出なければならないこと。

(2) 感染症を感染させる動物等の調査

感染症の発生状況等の調査において、感染症を感染させるおそれがある動物またはその死体の所有者等に対し、質問・調査することができることを明確化したこと。

(3) 獣医師等の責務規定の創設

獣医師、獣医療関係者について、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないこと。また、動物取扱業者について、動物の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

これらのうち、(1)の感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置については、平成 17 年 9 月 1 日からの施行となっています。

キ 動物と接触する前の手洗いや消毒の必要性について

「展示動物の飼養及び保管に関する基準」には明記されてはいませんが、前述のように人と動物の共通感染症とは「動物から人へ」だけでなく、「人から動物へ」と病原体が感染する疾病も含まれます。動物を安全確実に飼養管理するためには、人から動物への感染症予防対策として、動物と接触する前の十分な手指の洗浄や消毒、さらには踏み込み槽等を用いた足元の消毒も必要なこととなります。

ク 消毒方法

(巻末「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003」
厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業(抜粋)を参照)

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

趣 旨

管理者は、適正な飼養保管とともに、万一、動物が逸走した場合の当該個体の発見、特定のために、個体識別措置を講じる責務があります。

また、動物の特徴や履歴及び病歴を記入した帳簿（記録台帳）を備えて、適正に記録し管理するように努めなければなりません。この記録は、必ずしも紙の帳簿に記入する形式のものだけではなく、むしろコンピューターを利用した電子的・電磁的記録による方が管理の面からも便利なので、有効に利用すべきです。

解 説

ア 個体識別等の目的

「命あるものである動物」に対する管理者（飼主）の責任の証とし、また、社会に対して「適正に飼養及び保管する」ことの動物飼養責任の所在を明らかにするための方策として「個体識別」のための措置と、「個体に関する記録台帳」の整備が必要となりました。

この個体識別と個体の記録の目的は、動物愛護の面からは動物の逸走時等における所有者・管理者の発見及び特定や遺棄の防止等、動物の適正な管理の面からは動物による人への危害や周辺環境に及ぼす影響の防止等に関して、その動物の所有者・管理者責任の所在と動物の個体情報を明確にし、動物愛護と人への危害防止の両面からの適正な飼養管理をさらに推進するために取り入れられたものです。

イ 個体識別方法

個体識別の方法は、首輪、名札、脚環、耳標、刺青、写真等が良く知られていますが、近年は超小型集積回路(IC)を封入したマイクロチップが開発され、これを体内に埋め込みリーダーによりデータを読み取る個体識別方法が取り入れられてきています。この方法は「ワシントン条約」ではアジアアロワナに取り入れられ、また、犬等の輸出入検疫

規則に基づく輸入時の個体識別、さらに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の個体識別方法として示される等、マイクロチップによる個体識別方法の有用性がクローズアップされてきています。

(ア) マイクロチップによる個体識別

海外をはじめ、国内の一部でも、マイクロチップによる動物の個体識別方法が導入されています。この方法は、所有者を確認する新たな識別方法として生体内埋め込み方式の電子標識器具を用いるものです。このマイクロチップとは、直径 2mm、全長 11～13mm の円筒形で、生体適合ガラスで覆われており、耐用年数の非常に永いもので、さらに、チップ内のデータは改変や偽造が原理的には不可能であるため、大変有効な個体識別方法です。このマイクロチップの ID 番号と個体の記録台帳をコンピューターと接続処理することで動物の記録管理が容易になるなどの効果が期待できます。

(イ) 移入種動物とマイクロチップ

第 1 の 2 の「動物の選定」でも述べたように、万一移入種動物が逸走した場合には生物多様性に与える影響が大きくなります。逸走動物が確実に元の施設に帰るためにも、また論外なことではありますが、移入種動物の無責任な遺棄を防止する観点からも、マイクロチップの導入は有効な手段であると考えられています。

ウ 記録台帳について

記録台帳には、個々の動物の外貌写真と共に、外見的な特徴についてそれぞれ具体的に記録します。また、飼養の履歴や病歴、治療歴も記入してその動物の健康状態についても一目で分かるようにしておく必要があります。

さらに、入手日や入手先、血統（系統）等も記入することによって、近親交配を防ぐだけでなく、逆に遺伝子の交雑を防止することにもつながります。

エ 動物園や動物販売店で使用している記録台帳

次頁以降の「東京都恩賜上野動物園での記録簿」（P55～P57）、「動物販売店での記録簿（参考例）」を参照して下さい。

【参考】

動物園での記録簿（例：東京都恩賜上野動物園）

動物受付票

(表)

E B S D P O B L C
 交 購 所 寄 保 出 借 捕
 換 入 換 贈 護 陳 受 獲

A 受け付け時	年 月 日 AM PM 時 分
B 動物名	成 若 幼 ひよこ
C 数・性	同時に搬入した数 頭・羽 ♂ ♀ 呼び名
D 氏名	でんわ
E 住所	
F 入手法	1. 購入 2. もらった 3. うまれた 4. 保護 4b. 捕獲 5. その他
G 入手時	年 月 日 AM PM 時頃 その時の状態
H 入手場所	
I えさ	1. 与えていない 2. 与えたが食べなかった 3. すこし食べた 4. 普通に食べていた 与えた種類
J 負傷・病気	
K その他	

受付： _____ →

(裏)

L 転 帰	1. 展示、現場検疫 2. 放鳥 3. 再寄贈 4. *死亡 5. その他
M 転帰月日	年 月 日
N 行 先	
O 標 識	
P 備 考	<p>検 便</p> <p>予 防 接 種</p> <p>体 重</p>

* この端が赤色の場合、検疫中に死亡したら動物減少票を動物病院で作成して下さい。

** 飼育担当者は、このカードを担当動物増加票と共に係長に提出下さい。

飼育課動物日誌

平成 年 月 日 曜日 天候										課長	係長	班長								
動物の状況	飼育状況										班員									
											動物の休み									
											動物の出入									
											動物の温度	動物舎	最高	最低	現在					
	動物の湿度																			
	動物の工事																			
	動物のその他																			
	動物の増殖	動物名	搬入	搬出	死亡	出生	発情	交尾	妊娠	産卵	孵化	營養	注射	換毛 換羽	食欲 不振	軟便 下痢	完糞 所欠	治療	改善	
	動物の増殖																			
	動物の増殖																			
動物の増殖																				
動物の増殖																				
動物の増殖																				

上野動物園 飼育課 '01.12(5000)

6 輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全の確保並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採用するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採用するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

趣旨

わが国における展示動物は、その多くが海外から導入されているため、長時間にわたって輸送されます。また、国内の移動においてもその動物の種類によっては航空機による輸送ができないため陸路輸送しかできない場合があります。一般原則では「飼養保管者は展示動物の習性、生理、生態等を理解し」とありますが、輸送に際しても十分に該当動物を知った上で、輸送のスケジュールを綿密に立て、輸送箱の種類、大きさ等を考慮し、展示動物のストレスや疲労を軽減するようにしなければなりません。

解説

1 輸送時間

展示動物の輸送を考える時、外国からの輸送と国内での輸送に分けて考える必要があります。外国から展示動物を輸送する場合、かつては大型動物はすべて船舶による輸送でした。しかし、現在では航空機の発達によりゾウやキリン、サイ等の大型動物まで運べるようになりました。このため短時間で輸送することが可能になりました。我国に輸入されてきたものは全て税関において輸入手続をしなければなりません。動物の種類によっては動物検疫を受けなければなりません。展示動物を輸入しようとする場合はあらかじめ、繋留検疫が必要か、到着空港で臨床検査だけで輸入許可されるか、事前に関係省庁とよく打

ち合わせをし、空港で手間取って展示動物に苦痛や疲労を与えないようにしなければなりません。

国内移動に関しては、飛行機と陸送に分かれることが考えられます。地域によってはフェリーボートを利用しなければならないところもあるでしょう。フェリーボートを利用する場合は、必ず事前にフェリーボートの会社に搭載する展示動物の種類と頭数を申請し、必ず風通しが良く給水に便利な場所に搭載してもらうようにしましょう。展示動物を陸送する場合は、目的地までの所要時間をあらかじめ良く計算し、夏季においては日中の走行を避け夜間走行し、目的地に朝方到着するようにします。最近では、高速道路が整備され、国内移動は楽になりましたが、必ず一定時間走行したらサービスエリア等で休憩を取るようして下さい。小鳥、小動物は飛行機や定期便のトラックに委託します。輸送箱にあまり多く入れず、展示動物の種類によっては箱の中を4分割か6分割ぐらいにして中の展示動物が十分動き回れるよう工夫して下さい。

2 動物の輸送に係る車両、輸送箱

輸送箱に関して、外国から展示動物を輸送するには IATA (International Air Transport Association: 国際航空輸送協会) が発行している Live Animals Regulation に規定された輸送箱を使用しなければ航空会社は展示動物の受諾ができないようになっています。外国から来る展示動物の中には野生由来の動物もあり、馴致が不十分な状態で運ばれることもまれにあります。その場合は動物の健康と安全に十分留意しなければなりません。

国内においては、高速道路が整備され、国内移動は楽になりましたが、高速道路のサービスエリアで休憩を取る場合、キリンのように動物が外から見える時は、休憩中も必ず関係者が動物に付き添ってはいけません。サービスエリアに限らず、普段見慣れない場所で展示動物を見ると必ず人だかりができます。大きな声を出したり、動物を間近で見ようとトラックの荷台に上がろうとする人がいると、檻の中の動物はパニック状態に陥り、大変危険なことになります。また、輸送を開始する時に動物の体調がおかしいとか、異常な行動を示している時は、直ちに輸送を中止し、輸送箱からできるだけ早く出し、他の施設等に移して下さい。また、輸送中に異常を呈した場合は、直ちに安全な場所に停車し、動物の状態を見て必要な処置を取って下さい。万一、その場での処置が不能な場合は、出発地に戻るか、目的地に行く方が早いのか判断し、時間を掛けずに早く動物を楽にすることを考えて下さい。また、そのような時間的余裕がない場合は最寄りの動物園に連絡をして援助を求めることも必要です。

車両は、出発前に必ず点検し、ロープ、シート、バケツなど必要と思われるものをあらかじめ準備をしておき、トラブル等が発生した時に慌てないようにして下さい。輸送箱の

材質は、それぞれの輸送する展示動物にあった材質を使用しなければなりません。例えば、ライオンやトラには必ず鉄檻を使用し、中から動物の手が出ないような構造にしてください。また、大型草食獣の場合は、蹴っても板が破れないような材質を使用してください。

水棲動物に関しては、鯨類（イルカ等）、^{ききやくろい}鰭脚類（アシカ、セイウチ、アザラシ等）、裂脚類（ラッコ等）と大別されますが、水棲動物の輸送で、陸生動物と大きく違う点は、日常水の中で生活している動物をいきなり水のない状況に収容することです。このため動物にとっては精神的にも肉体的にも多大なストレスを受けることとなります。輸送器具への収容や、取り上げによるショックで死に至らしめることもあります。このようなことにならないよう、輸送する前に何回か輸送器具への取り込みの訓練が必要です。

3 給餌・給水及び通風

展示動物の輸送に欠かせないのが給水です。それぞれの展示動物の種類と大きさによって形態は異なりますが、必ず水入れを輸送箱の中に設置し、休憩時に給水して水を飲ませて下さい。夏季においては、特に給水の間隔を短くし、展示動物が脱水症状にならないよう、十分注意が必要です。また、飼料に関しては、輸送箱の中に常時入れておくようにして下さい。その場合、飼料が輸送箱の中に落ち、展示動物が踏みつけてしまわないような工夫が必要です。なお、肉食動物や猛禽類の場合、夏季には飼料は腐敗しやすいので、給餌の後一定時間を経過したら残っている飼料は全て撤去して下さい。輸送箱の構造は夏季、冬季によって変え、展示動物が輸送箱の中で蒸れたり、風邪をひいたりしないように注意することが大切です。通常、夏季はよろい戸方式の輸送箱を作成しますが、隙間から展示動物の顔等が出ないようによろい戸の間隔に十分注意して下さい。

水棲動物に関し、鯨類は他の動物と違い、^{むなびれ}胸鰭、^{せびれ}背鰭、^{おびれ}尾鰭に血管が多くあり、これらの抹消血管で体温調節を行っているので、体温調整のために各鰭や身体全体を常に冷やしておく必要があります。^{ききやくろい}鰭脚類は陸上でも生活をしているため、通気性を十分に取って涼しくし、湿度を保っておけば長時間の輸送に耐えることができます。裂脚類は鯨類と同様に熱に敏感なので、輸送中体温が上昇してきたら後脚に冷水をかけることが有効です。水棲動物の輸送はできるだけ夏場は避けたほうが良いでしょう。また、鰭脚類や裂脚類を輸送する時は氷柱を用いて室内温度を管理する必要があります。小鳥類の場合は、1つの箱に多数収容しますが、あまり多く詰め込むと蒸れますので、箱の大きさと鳥の数のバランスに注意して下さい。箱の中の止まり木については、箱の形態によりますが、横一列が望ましいでしょう。もし縦に止まり木を付ける場合は、止まり木と止まり木の間を十分考慮し、斜めにつけて下の止まり木にいる鳥に糞が掛からないようにして下さい。餌と水は常時与え、飲み水の中や餌の中に糞が入らないように工夫して下さい。尚、輸入される鳥類に関

しては、西ナイルウイルスの関係から、輸送箱の中に蚊が侵入しないような工夫を輸出国に要求する必要があります。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

趣旨

動物園や動物販売店等でも、経営上の問題等で施設を閉鎖したり、廃止しなければならないことがあった場合は、飼養保管している展示動物の引き取り先等を探さなくてはなりません。施設の廃止に際しては、第一に展示動物を生きている状態で引き継いでもらえるよう努力しなければなりません。また、やむを得ず殺処分しなければならない場合は、獣医師等により、できる限り苦痛を与えない方法で行われるよう努めなければなりません。

解説

展示動物は命あるものであり、施設の廃止等の事情があっても、その命を引き継ぎ、生存できるように努めなければなりません。例えば、社団法人日本動物園水族館協会に加盟する動物園が数園閉園した時は、閉園に際してその日程等の知らせとともに、それぞれの園館は協会を通じて全会員園館に対して、引き継ぎ希望動物のリストを作成し、引き継ぎを要請しました。その結果、多くの展示動物は他の動物園に引き継がれました。他の動物展示施設でも同じ業界団体等に引き継ぎを要請するなど、一頭一羽でも多くの動物を生きたまま新しい施設に譲り渡せるよう努力しなければなりません。

新しい施設へ移動する展示動物は、その個体の記録簿も引き継ぎ、識別方法等がいまにならないよう心がけなければなりません。引き継いだ個体のその後の飼養方法、繁殖計画等も記録簿からのデータにより、より適切な判断ができるからです。

やむを得ず殺処分しなければならない場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行わなければなりません。平成7年に総理府が告示した「動物の処分方法に関する指針」では一

般原則を次のように示しています。「管理者及び処分実施者は、動物を処分しなければならない場合にあつては、処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。」

平成 8 年には総理府は、「動物の処分方法に関する指針の解説」を発行し、この解説の中で展示動物に関しても、殺処分の際の安楽死の方法について解説しています。施設廃止時のやむを得ぬ殺処分についても、この指針に沿って行われるよう心掛けて下さい。

第4 個 別 基 準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又はふれあい動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又はふれあい動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。

エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ 動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

趣 旨

動物園等の動物展示施設では、多くの野生動物及び家畜等を一般に展覧しています。その施設の規模や飼養展示の仕方は様々です。かつては檻や柵等の囲まれた動物舎に飼養されている動物を外側から観覧者が見るという形が一般的でしたが、近年では、若年者を対象の中心とし、より動物に親しみを持ってもらうため、直接触れたり抱き上げたりできる「触れ合い」型の施設も増えています。また古くから行われている動物の演芸もその内容が徐々に変化し、現在も継続されています。また、飼育技術の進歩により、動物の死亡率が低下した半面、老齢の動物や、事故等により障害をもった動物を限られた飼養展示スペースの中で維持してゆく必要も出てきています。これらの状況に対応するため動物の展示に対して一定の基準が必要とされています。

動物園等における展示

ア 動物園等では、野生状態で疾病を負って保護され、野生への復帰が不可能な動物や、飼養時の疾病や事故等により、手術で脚や翼の切断等を余儀なくされた動物の飼養も行っています。また疾病の治療等により、本来の形態や生態を發揮できない個体も出てきます。これらの個体は非公開施設で飼養することが望ましいのですが、施設の問題や、種の生態等から展示施設での飼養を余儀なくされる場合もあります。このような状態では、その個体が展示されている経緯等を十分説明し、観覧者から理解を得るほか、個体の行動や他の個体との関係等により、残酷な印象を与えないように注意して展示する必要があります。

また、ペンギンやアザラシでは換羽や換毛が集中して発生します。中には病気かと心配する観覧者もいますから、絵や文字等で解説を加える必要があります。

イ ツルやガン、カモ、フラミンゴ等では、オープンケージで飼養するに当たり、断翼を行って飼養することが広く行われています。このように飼育展示を行うために必要と認められる以外は、危険を除去するため大型ネコ科の種の爪や犬歯の削除など、展示のために本来の形態を損なうような施術を行ってはなりません。また人目を引く目的でヒヨコやハムスターに派手な着色をするような本来の姿を人工的に変えたり、自由に動くことが出来ないよう拘束等をして展示は行ってはいけません。

ウ 動物の演芸は古くから文化として、人の暮らしの中で続いています。しかし、動物に人の模倣をさせた興味本位のものは徐々に影をひそめ始めています。近年見られる動物の習性等を利用し、その行動を見せるショーは、観覧者が動物に親しんだり、理解したりすることに有効な手段です。その動物の生態、習性、生理等を配慮することが重要であり、みだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないこと等演芸や訓練等で動物に過度な負担による苦痛やストレスを与えてはなりません。

多くの水族館ではイルカやアシカのショーを行っています。ショーは、その動物が本来持っている動作を最大限に發揮させることで、親しみながら動物を理解する上で効果的な展示方法の一つです。実施においては、その動物が持っている能力の紹介から逸脱しないよう心掛けます。

エ 動物の種によっては、馴致及び健康の管理等の理由で、生き餌を与えることが必要です。特に爬虫類等では、生き餌のみしか受けつけず、生き餌が生命を維持することに必須な種及び個体があります。こういった場合でも、観覧者に十分な説明を行い、理解を得るだけではなく、可能ならば仮死状態で与えるなど、餌となる動物の苦痛を軽減させることが必要です。

オ 動物を繁殖させる場合、特に野生動物では、その施設や環境が成功の重要な要素であり、ささいなことで繁殖活動をやめてしまうことも多く見受けられます。動物の繁殖様式は様々であり、それにふさわしい準備を施して臨む必要があります。暗い土中の穴で繁殖するイエウサギに巣箱や巣穴を準備できない環境で繁殖を迎えさせることは、かなりの確率で失敗し、いたずらに子ウサギの生命を奪うこととなります。適切な環境を確保するなど必要条件を整えることが重要です。

水棲動物では妊娠が判明した段階で、出産時期、場所、同居動物についてあらかじめ検討を加えるという準備が重要です。展示施設に慣れていればそのまま出産を迎えることも可能であり、育児風景を来園者に提供することができます。

カ 動物園等は、ただ動物を飼養して展覧する施設だけではなく、現在は絶滅の恐れのある野生動物の種保存の場、あるいは地球や地域の環境を学ぶ環境教育の場としての役割が大きくなっています。また複雑な社会構造の中、人間性の回復や癒しの場としての役割も重要となっています。これらのことを踏まえ、動物園等は積極的に、動物の習性や生理、その動物達が暮らす生息環境等の知見を集積し、様々な情報を観覧者に提供しなくてはなりません。そのことにより観覧者の動物や環境に対する知識や理解が深まり、動物愛護の精神についてより理解し、関心を深めるように努める必要があります。

観覧者は飼育係を介して動物と触れ合いを疑似体験することができます。いつも動物と接している飼育係は観覧者の羨望の的となります。愛情が感ぜられる動物への対応は、動物を引き立たせるとともに、観覧者の動物愛護精神を養うでしょう。

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。

趣旨

動物園や触れ合い施設等の動物を観覧する場合、観覧者が動物に対して一定のルールをもって関わるように指導する必要があります。

菓子類等を動物に与えないよう、また、ガラス等を叩いて動物を驚かさないことがルールとなります。これらの行為を行わないよう指導することが必要です。

解説

ア 動物が餌を食べる行為は、観覧者にとって最も親しみやすい行動です。動物園施設等では、観覧者に動物に親しんだり理解してもらったりする目的で、管理者の指導のうえで、動物に餌を与えてもらうこともあります。しかし、多くの展示されている動物は、施設側が栄養学的に検討したバランスの良い飼料を一定量与えられ、健康に飼養されています。一時の楽しみのため、展示動物に多くの観覧者が投餌することで、動物の健康に大きな影響を与えることもあります。菓子類等の大量の摂取は消化器等の疾病を招き、長期的には栄養のバランスを崩すこともあります。また塩分の取りすぎなども健康を損ねることに直結します。また、菓子類のビニール袋等をヤギ等の草食動物が食べ、それが胃内に留まることで健康を害する事もあります。

投餌は、ほとんどの観覧者は好意的に行っているわけですが、これらの行為が動物の生活に悪い影響があることを知ってもらう必要があります。

水棲動物では、餌以外を食べるという行為が頻繁に発生します。イルカやアシカでは、呑み込んだ異物の大きさによっては自分で吐き出すことがあります。ウミガメは食道が先のとがった乳頭に覆われていて吐き出すことが困難です。いずれの動物でも消化ができないビニール、コイン等の異物は死亡に繋がる場合がありますから、観覧者にはこの点を十分に理解してもらう必要があります。

イ 展示された動物が休息している時に、動物が動いているところを見たいがために、展示ケースのガラスを叩いたり、石を投げたり、棒等をつついたり、大声で脅したりする行為は、動物が安心して生活することを妨げます。

観覧者が直接接触する触れ合い動物では、若年層が特に悪意を持たずに動物を追ったり、嫌がることをしてしまうことなども見受けられます。

長時間にわたる触れ合いは、動物にストレスが溜まります、時間を見計らい、十分休息を与えることも必要です。

ひとつの生命を大切に思う気持ちや、動物の生態の正しい知識を伝えることで、観覧者が動物を尊重し慈しむ心を持つように指導していく必要があります。

水棲動物では、水槽内の動物が自分に注目するようにと水槽をドンドンと叩く観覧者が見受けられます。観覧者は自分の気に入った動物に対して「自分だけは特別である」という気持ちがあり、管理者から注意を受けると分かっているにもかかわらず、この点に留意して対処する必要があります。

(3) 観覧場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれのある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ 自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

趣旨

動物園等で飼養されている動物によって、観覧者等が危害を受けることは、あってはならないことです。動物園には大型の動物や有毒の動物等人に危害を加える可能性のある動物も多く飼養されています。観覧者がこれらの動物に直接接触できないように、人止柵等を設置して、安全を確保する必要があります。

また、サファリパーク等、観覧者が自動車に乗って動物を見る方式では、自動車の窓を開けたり扉を開けたりする行為は非常に危険を伴います。これらの行為が観覧者の意思に委ねられているため、特に危険な行為に対する防止の指導が重要になります。

解説

ア 動物園等には、人に危害を加える可能性のある種が多く飼育されています。草食動物等の比較的小となしい種であっても、直接接触することで危害を受ける可能性もあります。そこで動物と観覧者が直接接触しないような施設が必要となります。展示部分がガラスを使用したものでは完全に接触を断ち切れますが、檻や堀形式の展示施設では観覧通路の間に人止柵等の仕切りを設け、観覧者が動物と直接接触することを防止する必要があります。展示施設と人止柵までの距離は人が手を伸ばしても届かない距離が必要です。またゾウでは鼻が伸びる距離、サル類では手を伸ばせる距離など、そこに収容されている動物によっ

てその距離は異なります。収容している種に考慮し、余裕をもった距離をとることが重要です。また観覧者の人止柵内への侵入を防ぐため、観覧に妨げにならず、人が越えられない構造の柵等を設置する必要があります。また、観覧者に対し、案内板等の設置によって危険防止を指導することも重要です。

水棲動物では、プールと観覧者の間はガラスや柵で仕切られています。柵で仕切られている場合、柵越しにプールに落下したり、手を入れて動物に触れたりできない高さや幅を確保する必要があります。しかし、動物との出会いを求める子供たちの視覚の妨げとならないように工夫することも大切です。

イ 大型動物や猛獣を放し飼いにしている広大な放飼場の中に、バスや乗用車を乗り入れて、車中から動物を観覧する形式の動物園はサファリ形式といわれます。このような形式の施設では必ず車中から観察し、勝手に窓から動物に餌を与えないように、観覧者の協力を求めることが危害防止のための必須条件といえます。過去に2台の車で観覧中の家族がトラのエリアで車外に出て乗り換えようとしたところ、トラに襲われる死亡事故が起きています。特にライオン、トラ、クマ、ヒヒ等の放飼場では、扉や窓ガラスは完全に閉めさせ、たとえ車が故障で動かなくなった場合でも絶対に車外に出ないように、観覧者への指導を徹底しなければなりません。

この種の施設の管理者は、観覧者や飼養保管者の安全に万全を期するために、保安警備態勢ならびに緊急時対策の確立、救急用の作業車輛、大量の動物に対する給餌設備、病気や負傷した動物のための隔離飼育場、災害時の動物追い込み設備等の整備が必要です。車が動かなくなった時は、トラクターやレッカー車等でその車をただちに場外へ搬出するよう、管理者は放飼場内の常時監視態勢をしき、牽引用の車輛を運転手とともに常時待機させておくことが必要です。

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

趣 旨

移動動物園等で飼養される動物は、多くの期間を仮設の展示施設や移動檻等で飼養されています。仮設の飼育場は場所によって環境も異なることや、移動によるストレス等も受けている可能性があります。動物福祉の観点から、これらの施設で飼養される動物を健康に生活させるために、その動物の生態に合い、その動物の本来の行動が発揮できるような施設で一定期間の休養を与える必要が望まれます。また、設営や移動に際し、常設の施設と比べ、動物の逸走等のリスクが高いと考えられます。人に危害を与える可能性のある動物はもちろんです。人に直接の危険は少なくとも、逸走し、その地域に住みつき、その環境に対して悪影響を与えるような種については特に注意して飼養管理する必要があります。

解 説

移動動物園等の仮の施設では、それぞれの種にふさわしい施設を常に用意することは難しいことです。しかし、仮の施設であっても、動物の習性を考慮し、歩いたり羽ばたいたりするスペースを確保するだけでなく、休息や排せつ等、日常の行動を円滑に営ませるため、止まり木や休息場所等を用意する必要があります。移動時には、動物の健康を配慮し、運搬する車両等の環境を整えることが重要です。移動檻は広すぎたり明るすぎたりすると、動物が落ち着かず、転倒等の事故をまねく場合もあり、動物の種によっては必要最低限のスペースのみを与えることが必要な場合もあります。特に高低温時には、空調機器等で、極度な高低温から動物を守る事も必要となってきます。換気も重要な要素で、蒸れた状態では、より動物のストレスは高くなります。長時間の運搬では、途中の給水や給餌の必要性もあり、車両の震動等から受けるストレスを休息時間を設けることで和らげることも有効です。最も重要なことは移動中もそれぞれの動物の状態を観察することと、種にあった移動檻等を用意することです。また移動を繰り返す動物に対し、十分な休養期間を与える必要があります。仮施設での飼養や移動の連続は動物に対してストレスを与え続ける可能性があるため、その動物の生態に適合した施設を用意し、観覧者等の目の触れない場所で飼養し、動物の精神的及び身体的な健康を確保する必要があります。その期間は種や個体によって異なるため、十分な観察注意をし、動物が過度なストレスを受け続けることがないように努めなくてはなりません。

動物を仮の施設で飼養したり移動を繰り返す場合、特に逸走に注意しなければなりません。常設施設等と比べて設備が不十分になりがちであったり、仮施設から移動檻等へ

動物を収容する事が繰り返されるため、逸走の可能性のある機会は多くなりがちです。施設の点検、施設等の確認はもとより、逸走した場合の対策等を十分に検討し、細心の注意をもって事故の発生を防がなくてはなりません。

アシカやイルカも移動して公演を行うことがあります。輸送によって動物は多くのストレスを受けるものですから、移動前の健康、移動容器への収容の馴致、移動後の新しい環境への馴致は大切です。輸送方法の適否によって、熱射病や肺炎等獣医学的な処置を必要とする場合も発生するので、移動後の健康管理は特に重要です。

また、サーカスや動物ショー等の興行により、移動を繰り返す施設で飼養される動物については馴致調教された個体が多く、環境の変化等に順応しやすいと思われませんが、移動等のストレスは同様であり、過度のストレスから開放される時間や空間が重要です。

(5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

趣 旨

触れ合い方式の展示が増加するにつれ、展示動物と観覧者が直接、接触する機会も増えていきます。より身近に動物と接触することは、観覧者にとって知的な好奇心を刺激されたり、気持ちが癒されたりする効果が高いものです。しかし、接触は反面、リスクを伴うこともあります。観覧者側からのリスクとしては、動物に咬まれたりする危険や、動物から感染症を伝播されることなどが挙げられます。また動物側のリスクとしては、過度の接触によってストレスを受けたり、または乱暴な取り扱いによっては傷害を受ける可能性があります。これらのリスクを防止するため、観覧者と展示動物が接触する場合、経験を積んだ管理者や飼養保管者によって十分な指導や措置を行う必要があります。

解 説

ア 動物と観覧者が直接接触する時、その取扱い方が不適切である場合に事故につながる可能性があります。観覧者が多い場合、普段は落ち着いた行動を示す個体がストレスを受

け、非常に苛立った様子を見せることもあります。こういった場合、適切な処置をとらずに接触を続けると、動物に観覧者が咬まれたり押し倒されたりして、思わぬ事故に発展する可能性があります。動物に触れる前に、観覧者に動物との触れ合い方の予備知識を口頭で注意したり、あるいは、分かりやすい解説板等を使って表示することも、事故を未然に防ぐために有効な手段となります。また、最近ではオウム病やサルモネラ病等、動物から観覧者への病気の感染が話題になっています。動物園動物等から感染する確率は非常に低いと考えられますが、感染を未然に防ぐため、動物を直接接触した後には手の消毒、手洗いの励行を指導する必要があります。

水棲動物に関しても、特にイルカにおいて、見るだけではなく動物に触れたり、水の中で一緒に泳いだりというプログラムが増えています。ふれあいプログラムには飼養保管者から動物の特徴、触れ合い方を十分に説明を受けてから臨むようにします。親しみのあるイルカを前に、「イルカはおとなしいから」という思い込みで不意に口の周りに手を出せば、驚いたイルカに咬みつかれたり、イルカが急に方向転換した際に、体の一部にぶつかってしまうなど、偶発的な事故も起こり得ますから、必ず飼養保管者等の指示に従うように注意することが大切です。

イ 動物は人と同じように暑さ寒さ等の外的な要因、疾病や傷害、精神的な苦痛を被るとストレスを受けます。動物は、長時間、連続した観覧者との接触が行われると、自由に休息をとれない等によりストレスを受ける場合があります。そのために連続した接触を行う場合は、動物が落ち着ける場所で休息を与える必要があります。ストレスの受け方は動物の種類、個体の馴致度、健康状態及び性質等により異なるため、配慮が必要です。また、暑さ寒さ等の外的な条件もストレスを増大させるため、その状況全体を把握する必要があります。動物によっては観覧者との接触に順応しない種類もいますし、馴れやすい種でも、個体によっては触られることだけでも嫌がるものもいます。適切な馴致を行い、動物へのストレスを軽減させてからふれあいを行うことが重要です。それぞれの個体の健康状態をチェックし、状況によっては、人との接触を回避する必要もあります。また、観覧者の乱暴な取り扱い等は、動物に傷を負わせたりダメージを与えたりすることもあります。

これらの事故等の発生を未然に防ぐために、動物と観覧者が直接に接触する展示方式では、知識と経験をもった飼養保管者が観覧者に動物の扱い方や知識を指導し、動物との接触による事故や疾病の発生、動物が接触によって苦痛や過大なストレスを受けることを未然に防ぐ必要があります。

最近では、イルカ介在活動やイルカ介在療法が行われるようになりました。イルカは

遊び好きですが、不特定の人間が飼養施設に入るのでその頻度や方法によっては過度のストレスを受けることとなりますから、動物の状態を把握できる飼養管理者の指導のもとで行うことが大切です。

2 販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。

趣旨

平成17年の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業の登録制が導入されました。これまでの展示動物の飼養及び保管に関する基準は主に動物園動物を対象にしていたが、不特定多数の人に動物を見せる施設が多様化している環境の変化に対し、販売店の守るべき基準が示されたものです。

販売に当たっては、展示場所における音や照明等が販売動物に苦痛にならないようにすること、第3の1の(2)で定める施設で、飼養、保管、展示するよう定めたものです。

解説

展示施設は、個々の動物が自然な姿で立ち上がり、横たわり、回転する等、日常的な動作を容易に行うことができる十分な広さと空間を備えることが必要です。大きさは、おおよそ動物の体長の2倍以上は必要です。

また、犬やねこの場合には、一日に何回かは広いスペースに出して遊ばせ、運動不足の解消とストレスを発散させましょう。

動物販売店では、販売を目的として動物を展示しますが、一番大切なことは個々の動物の本来の生態に見合った飼育環境とすることです。施設内でそれぞれの動物が自然な姿で立ち上がり、四肢を伸ばして横たわれ、日常的動作が容易に行われる十分な広さが必要で

す。

鳥類の場合は、止まり木を付け、両翼を広げ、羽ばたくことができるケージに入れましょう。

小動物は、本来色々な外敵から身を護る性質から、隠れることができるスペースを設けることが必要です。

新しく動物販売店に導入されたばかりの子犬は、すぐに店舗には出さず、隔離室で休息させ、新しい環境に順応させましょう。子犬は一日のうち3分の2くらいは寝ています。ゆっくりできるよう配慮が必要です。動物は音に非常に敏感です。ウィンドウガラスはどうしても叩きたくなりますので、ガラスとの距離をおくか、二重ガラスにするなど、防音対策を取ることが必要です。

店内の音楽も大きな音、速いテンポの音は、動物にストレスが溜まる原因になります。適音にして落ち着ける施設とすることが必要です。

明るすぎる照明もストレスの原因となります。小屋の明るさは店内よりやや暗めが動物にとっては落ち着くものです。

動物舎の温度は、蛍光灯でも上昇します。温度・湿度調節は十分に行いましょう。

動物にとって深夜にわたる長時間の展示は、ストレスの蓄積になり、健康を害することになります。動物愛護の面からも慎まなければなりません。

多頭数の展示販売は、動物同士が種々の病気にかかる危険があり、また十分な飼養管理が行き届かなくなるなどの弊害が出てきます。店舗の大きさ、飼養保管者数に見合った頭数としなければなりません。

動物舎は、病気予防の面からも常に清潔にし、公衆衛生の面からも動物を触る前後に手指等の消毒ができる設備を設け、洗浄を行います。

また、常に新鮮な飲み水を供給できる施設とすることも重要です。

動物販売店が特に注意をするのは火災です。

ヒーター、ドライヤー、サーモスタットが原因の電気のショートやストーブ等からの出火があります。動物販売店の火災は常に動物の命がからむだけに、悲惨な結果となります。火災には十分気をつける必要があります。

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

趣旨

ここでは、遺伝性疾患に十分注意し、繁殖に供する動物の年齢、繁殖回数を考慮して、動物に負担を与えない方法で繁殖に供することを定めています。

解説

遺伝性疾患とは、親から子へ遺伝する病気です。何かしらの遺伝性疾患と思われる症状が現れていた場合には、不幸な動物の発生を避けるため、再度の繁殖は行うべきではありません。

動物種で、繁殖適齢期は異なります。幼齢、高齢な動物による繁殖は動物に過度の負担を与えることになります。

みだりな繁殖として該当するのは、主にブームによる過度の繁殖、幼齢、高齢な動物による繁殖をいいます。(第1の3 参照)

遺伝性疾患を減らすには、疾患の発症のないもの同士を交配させていくことが必要です。視聴覚障害、心臓疾患、股関節形成不全、猫伝染性腹膜炎、皮膚病のアカラス等は、近親繁殖、早期繁殖、劣勢遺伝子の関与等が大きな原因と考えられます。

繁殖に当たっては、

- 1 血統内容の確認。
- 2 両親が繁殖の年齢を十分満たしていること。
- 3 前回の繁殖時と適正な期間があいていること。
- 4 両親に悪い遺伝子がないこと。
- 5 産まれた子供に確実な譲渡先があること。

これらが満たされた時に繁殖は行われるべきです。

度を越えた繁殖による多頭飼育は、動物を劣悪な環境化に置くだけでなく、騒音、糞尿の匂い等、近隣住民への大変な迷惑になりかねません。管理の面からも余裕を持った頭数の飼養にとどめましょう。また、小動物、鳥類は繁殖能力も強く、比較的多産であることから、不用意な繁殖を避けるため雌雄は分けて飼養するべきです。

繁殖生命を過ぎた動物は穏やかな老後が過ごせるよう、終生飼養を心がけることが必要です。

主なペットの生理

動物種	性成熟	発情期	妊娠期間	寿命
犬	生後 10～12 ヶ月	年 2 回	60～63 日	14～5 年
ねこ	生後 7～12 ヶ月	4～5 週おき（交尾排卵）	60 日	14～5 年
うさぎ	4～10 ヶ月	年 3～4 回繁殖（交尾排卵）	30～35 日（離乳 45 日）	5～15 年
ハムスター	5 週間	性周期 4 日	16 日（離乳 21 日）	2～3 年
マウス	2 ヶ月	4～6 週	20 日（離乳 21 日）	2～3 年
モルモット	3 ヶ月	-	70 日（離乳 14 日）	10 年
シマリス	6 ヶ月	春	30 日（離乳 30 日）	5～10 年
フェレット	7～10 ヶ月	-	40 日（離乳 30 日）	6～10 年

(3) 販売方法

- ア 販売の方法は、幼齢の動物における社会化期の確保等、販売動物の種類に応じ、その生態、習性及び生理に配慮した適切なものとする。
- イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。
- ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。
- エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2の定めに留意すること。また、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと。
- オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

趣旨

販売に当たっては、動物は命があるものであることを考慮し、動物に適した環境で、飼養、保管したものを販売しましょう。

購入者には、動物の生理、生態、習性、病気など細部にわたり、情報を提供するとともに、終生飼養を喚起し販売するようにしましょう。

解説

ア 幼齢期に社会化が必要な動物については、一定の期間親子を共に飼養することが重要です。

社会化とは、相手を社会的存在として受け入れ、付き合っていけるような正常な行動がとれることを言い、犬においては生後3～12週齢を社会化期と言います。(第3-1(1)カ参照)

社会化期は、子犬の発育段階で特に重要な時期と言われています。母犬、同胎児とのふれあい、人間とのふれあい、その他の環境における刺激が大切です。

動物の販売は、社会化ができたものとし、母犬と飼い主の愛情を十分に受けた犬は、家庭動物としての基礎が築かれており、素晴らしいものとなるでしょう。

イ 命ある動物を大切に扱うことが何より求められています。

動物と人間が共存できる社会の橋渡し役として、動物販売業が重要な役割を有しています。健康な動物を紹介するとともに、購入先において動物の終生飼養ができるか確認の上販売しなければなりません。

終生飼養を左右する因子として、

- (ア) 転勤や転居先の動物飼養の可否
- (イ) 婚姻や就職
- (ウ) 飼い主の病気
- (エ) 近隣の動物に対する理解度
- (オ) 家族のアレルギー問題
- (カ) 飼い主の年齢
- (キ) 動物の治療費等

家庭動物は終生飼養が必要です。一度飼ったら最後まで面倒を見なければなりません。飼う前の慎重さを購入者に求めましょう。一時的な感情(流行、珍しい、かわいい等)で飼養を決めることが終生飼養を守れない原因にもなっています。

ウ 販売動物について、その動物の成長した際の最大値、毛の長短、耳がたれている、短尾等の特徴、また、動物に適合した施設や人と動物の共通感染症等についての情報を詳細に購入者に提供し、説明を行わなければなりません。

購入者のニーズの多様化もあり、野生由来動物のペット化が増えています。野生動物は生理、生態、習性、飼養方法があまり知られていないので、その飼養は難しく、終生飼養が困難となりかねません。このことによる逸走、遺棄が原因と見られるカミツキガ

メ、ミドリガメ、タイワンリス、アライグマ等による生態系に及ぼす悪影響、近隣住民への迷惑等が多発しています。購入者に終生飼養の大切さを十分に説明する必要があります。説明者は第3の1(3)の教育訓練を受けた者が行うことが必要です。

動物販売店においては、前出の終生飼養を左右する因子を基に動物の特徴、生理、生態、習性など動物選択の上でアドバイスが必要です。

エ 野生動物を販売するに当たっては、「ワシントン条約」や、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」等で輸入や飼養に制限がかかっていないものかどうかの確認が大切です。

近年、購入者のニーズの多様化に伴い、動物販売店で様々な種類の動物が販売されています。一方、飼えなくなった動物の遺棄と思われる事例が後を絶ちません。

子供の時はかわいいアライグマも、成長すると飼い主にも危険となることがあります。カミツキガメ、イグアナ、ヘビなど、飼養下にあった動物を遺棄または逸走させてしまったと思われるケースが全国各地で問題となっています。人に危害を与えるだけでなく、逸走・遺棄により、移入種として生物多様性に影響を及ぼし、在来の希少種の捕食や在来種の駆逐などの直接的な影響だけでなく、近縁種との交雑による遺伝的攪乱など、問題は多々あります。野生動物の販売は慎重に行うべきです。

オ 社会化はどのように成されたか、動物の健康に関する情報を提供するとともに、各種ワクチンの接種によって、動物を病気から守ります。ワクチン接種については、獣医師の証明を添付し販売することが必要です。

動物販売店には多くの子犬、子ねこがいるので、病気の伝染を防ぐためにもワクチン接種をはじめ、健康管理に十分注意を払わねばなりません。

犬、ねこ以外の動物（フェレット等）でワクチン接種が必要なものもいます。

<参考>

最近、インターネットによる子犬、子ねこの通信販売の是非が問題になっています。インターネット通販の利点として、

- 1 情報がたくさんあり、家に居ながらにして選択できる。
- 2 一般的に価格が安い。
- 3 ブリーダーから直接買える（実際にはそうでない場合もある）。

しかし、問題点としては、

- 1 写真のみでは、その動物の詳細な情報を得ることが難しい。（写真ではかわいかつ

たチワワが成長したら 10kg にもなってしまった。)

- 2 飼育後、先天的欠陥に気が付いたが、相手が遠方のため解決の話が進まない。
- 3 犬種選定に当たって、勉強不足であったため（説明不足もある）途中で飼えなくなった。

等があります。

写真のイメージと違うため、クーリングオフで返品したが、輸送の途中で体調を崩したと言われ、返金しない等の問題があるようです。

情報の活用としてインターネットは便利ですが、命ある生き物は 1 頭ずつ、性格、相性、体質、健康などが違います。

インターネットでの販売であっても、展示動物の基準を守ることが求められます。また、インターネットの写真だけで終生飼養する生き物を飼うことを決めるのは危険が多すぎます。購入者は、飼う前に必ず動物を見て確認をしてから飼養すべきです。

注：平成 17 年 6 月の改正法によりインターネットによる動物販売業者についても動物取扱業の登録が必要となります。

動物販売業者の説明責任

適正な飼い主としての責任を果たすべき基本的なことは、終生飼養の心構えを持つことで、その動物の生態、生理、習性などを理解し、それらに関する知識、技術を習得し、これに配慮した飼養を行うことです。

動物愛護管理法が、動物販売業者に販売動物に関する情報、適切な飼養管理のために必要な情報を購入者に説明するように責務を課したのは、これをもっとも効果的にサポートしようとしたものです。

したがって、この説明責任は動物販売業者の社会的責務として、全ての動物販売業者に課せられています。

責務を果たすためには、管理者は購入者に対して適切な説明が行えるよう飼養保管者に対する教育、指導が必要です。

近年、野生由来の哺乳類・爬虫類のペット動物が増えていますが、これら野生由来の動物については、生理、生態、習性、飼養方法があまり知られていません。その飼養は難しいものです。人と動物の共通感染症に注意が必要であることを説明する必要があります。

家庭での飼養に向かない動物、購入者の飼養能力を明らかに超えると思われる動物が、安易に購入されることのないよう、販売者としての社会的役割、責任を踏まえた積極的

な姿勢が望まれます。販売業者は販売する全ての動物について生態、生理、習性或適切な飼養管理方法等に関する資料等を揃え、習得しておく必要があります。

3 撮影

管理者及び飼養保管者は、撮影に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1)撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

(2)情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては、撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

趣旨

動物の撮影に関しては、通常とは違った状況で行われるため、動物に無用な苦痛を与えないようにしなければなりません。

解説

1 撮影方法

撮影方法に関し、スタジオでの撮影と野外での撮影の方法があります。この二通りに関して共通していることは、まず、撮影の日時、場所、撮影内容、特に動物にとって無理なポーズがあるかないかのチェックを事前に十分打ち合わせることです。現場に行ってから打ち合わせ違いで、動物を長時間檻の中に閉じ込めることのないようにしなければなりません。動物を興奮させないために、必要最低人数しか動物に接することがないようにしましょう。

なお、犬を飼う場合には、絶対に知っていて守らなければならないものに「狂犬病予防法」があります。特別の場合を除き、犬を撮影する場合、狂犬病予防法に基づき、首輪に登録票と予防注射票を装着して撮影に望むべきです。

(1) スタジオでの撮影の場合

- ①スタジオ内が照明の関係等で暑くならないように、熱を出さない器材を使用するよう配慮が必要です。
- ②スタジオの床がリノリウムなど動物が滑りやすい材質の場合は、ジュウタンなどを敷いて怪我のないよう配慮しましょう。
- ③スタジオ内は色々な音が出ているため、できれば動物用の控え室を用意しましょう。

(2) 野外での撮影の場合

- ①出演時間まで待機する場所を確保して下さい。夏季は必ず日陰で風通しの良いところを選定して下さい。また、冬季の場合は風が当たらず、暖がとれることが必要です。
- ②動物の傍には必ず、その動物が信頼できる人を配置して下さい。
- ③輸送ケージの中を常に清潔にして下さい。

また、餌に関しては、スタジオの場合も野外の場合も十分に用意し、動物が空腹にならないようにしましょう。現在ではCG（コンピューター・グラフィック）合成が手軽にできるようになっているので、動物にとって苦痛を与えるような撮影方法は取らないようにして下さい。最近、個人のペット動物をタレントとしてテレビ等で使用しているケースが多く見られますが、スタジオや野外で撮影に使う動物は必ずそのような馴致を受けた動物を使用し、安易に家庭動物を使用しないようにして下さい。

展示動物が撮影などの異常な状況に置かれて耐えうる時間はせいぜい3時間から4時間が限度です。撮影を計画する段階でよく撮影スケジュールを立てて下さい。

2 情報提供

撮影動物を貸出す管理者は、撮影動物を借り入れようとするものに対し、当該動物の、習性、その動物独特の癖、好きなこと、嫌いなこと、当日の健康状態などの情報を提供しなければなりません。借り入れようとするものは、その情報に基づき十分に注意して撮影を行わなければなりません。特に、人や他の動物と一緒に撮影する時はより一層の注意が必要です。できれば、その当該撮影動物の管理者、もしくは飼養保管者に立ち会ってもらって撮影をした方がより安全です。

第5 準 用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

趣 旨

動物愛護管理法では、広く動物全般を対象として、虐待の防止、適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項等を定めています。

本基準で対象とする動物は、「展示動物」として動物の飼養目的により対象動物を規定していることから、第2の「定義」で規定する目的以外で飼養される動物については、本基準の対象から除外されることになります。

このため、第2の(4)展示動物の定義に該当しなくても、動物取扱業が取り扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用することとなっています。

解 説

動物取扱業とは動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。）の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う者です。

動物取扱業の主な例

販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業、卸売業、販売目的の繁殖又は輸入を行う業、露店等における販売のための動物の飼養業、施設を持たないインターネット等による販売業
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業、美容業（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業、出張訓練業
展示	動物を見せる業（「触れ合い施設」を含む）	動物園、水族館、動物触れ合いテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬クラブ（「触れ合い」を目的とする場合）、アニマルセラピー業

参考

「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003」
厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業
(抜すい)

I. はじめに

ガイドライン作成の背景

省 略

ガイドラインの対象施設

動物の展示を行なう動物園・水族館等の動物展示施設

ガイドラインの目的

動物展示施設において、飼育される展示動物に由来する感染症に、従事者および来園者が罹患することを予防し、また、万が一、人と動物の共通感染症が発生した場合にその被害を最小限にとどめることを目的とする。

II. ガイドラインの概要

本ガイドラインは、従事者、来園者、動物および施設に関するそれぞれの対策と、設置すべき感染症対策組織および危機管理プランについて、以下のとおり記述した。

1. 従事者に対する人と動物の共通感染症の予防と健康管理 (従事者対策)

- 1) 教育
- 2) 施設内感染症サーベイランスの確立
- 3) 定期的健康診断
- 4) 予防接種
- 5) 一般的な感染予防対策
- 6) 防疫マニュアルの作成と遵守の徹底
- 7) 産業保健スタッフとの連携と労働衛生管理体制の確認

2. 来園者に対する展示動物を原因とする感染症の予防 (来園者対策)

- 1) 情報提供
 - 2) 来園者と動物との接触について
 - 3) 来園者と接触する展示動物について
3. 動物の健康管理（動物対策）
- 1) 動物別・展示方法別の危害度評価
 - 2) 動物搬入時の検疫の徹底
 - 3) 飼育動物の健康状態の把握
 - 4) 適切な飼育管理
 - 5) 獣医師との協力体制
 - 6) 死亡した動物の処置
4. 動物飼育施設の管理（施設対策）
- 1) 適切な換気・清掃・洗浄・消毒・滅菌等の励行
 - 2) 救急用医薬品等の常備
 - 3) 感染症罹患動物の適切な治療等の処置
 - 4) 環境の微生物学的なモニタリング等
 - 5) 鼠族・昆虫等の駆除あるいは防除
 - 6) 作業動線の確立
 - 7) 立入制限について
5. 人と動物の共通感染症対策組織等の確立（感染症対策組織等）
- 1) 感染症対策委員会の設置
 - 2) 医師、医療機関との協力
 - 3) 動物の感染症診断のための検査体制
 - 4) 感染症発生時の緊急連絡網の構築
6. 人と動物の共通感染症発生時の危機管理（危機管理プラン）
- 1) 感染症対策委員会の招集
 - 2) 保健所等への相談
 - 3) 医療機関への情報提供
 - 4) 感染症に罹患した動物の検査の実施
 - 5) 適切な情報提供について

Ⅲ. ガイドラインの詳細

1. 従事者に対する人と動物の、共通感染症の予防と健康管理（従事者対策）

1) 教育

施設管理者は従事者に対し、必要に応じて感染症に関する正確な情報とその防疫上必要な知識と技術について教育・啓発しなければならない。異常を感知するには知識と経験が重要であることから、施設管理者は従事者に教育・啓発の機会を積極的に与えること。また、感染症発生を想定した訓練・演習を定期的実施することが望ましい。

2) 施設内感染症サーベイランスの確立（資料1）

施設管理者は、人と動物の共通感染症（疑いを含む）の発生状況等の継続的な情報収集に努め、定期的に分析し、適宜、関係者に必要な情報を提供する。

3) 定期的健康診断

施設管理者は、動物の管理・飼養に関わる従事者の健康診断を定期的実施する。健康診断の項目については、展示動物の種類等、各施設の実情に合わせ選択する。健康時の血清を保存することにより、人における人と動物の共通感染症発生時の診断の助けとなるため、血清保存の可能な施設では一定期間保存しておくことが望ましい。

4) 予防接種

施設管理者は、従事者に対して予防接種を必要に応じ実施することが望ましい（資料2）。

5) 一般的な感染予防対策

動物からの感染の機会は、動物の血液、体液、粘液、排泄物に接触する時に危険性が增大する。具体的には、出血をしている場合、分娩、排尿、排便等があげられる。従事者はこのような体液に接触することが想定される作業に従事する場合は、感染症予防対策のための手段を実施する。具体的には、接触感染、飛沫感染、空気感染予防のため、手袋、マスク、ゴーグル等の着用（近年、院内感染予防対策などで用いられる標準的予防策；Standard precautionsの応用）に努める。

6) 各施設ごとの防疫マニュアルの作成と遵守の徹底

施設管理者は、感染症の発生していない「通常時に行なう標準作業」と「感染症発生時に行なう危機管理作業」とをそれぞれ分けて、感染症発生予防対策マニュアルを作成する。マニュアルで定められた事項等が日常の作業で遵守されているか、また、感染症発生時に必要な資材その他が整備されているか定期的にチェックを行なう。

7) 産業保健スタッフとの連携と労働衛生管理体制の確認

施設管理者は、人と動物の共通感染症の予防とその対策に関して、施設規模に応じて

産業医・衛生管理者・衛生推進者等の産業保健スタッフを選任し、これら担当者とあらかじめ協議し、感染の危険性が高い区域、作業等の把握に努め、感染リスクの減少に努めること。

2. 来園者に対する展示動物を原因とする感染症の予防（来園者対策）

1) 情報提供

施設管理者は、来園者に対して必要に応じて動物に由来する感染症の情報を提供する。

2) 来園者と動物との接触について

施設管理者は、動物と接触する機会が想定される場合は、「動物と接触する区域」と「動物と接触のない区域」とを明確に区別し、「動物と接触する区域」の中では飲食や喫煙等を禁止する。動物の体液や糞尿による汚染を可能な限り防止し、動物と接触する区域から入退出する時は石鹸・流水による手洗いを来園者に指導する。動物との接触により感染する可能性のある人と動物の共通感染症に関する情報を来園者に提供し、その後、体調不良の訴えがあった場合は、速やかに医療機関の受診を勧める。

3) 来園者と接触する展示動物について

来園者と接触する展示動物については、万が一の感染症の人への感染を避けるために、感染症対策をより厳重にすべきであり、何らかの異常を認める個体は展示すべきではない。具体的には、当該展示動物は健康な動物群由来のものであること、食欲・排便・排尿等の一般健康状態に異常がないこと、皮毛等の外観上に異常がないこと、その他、試験検査を行った場合には、その結果に異常がないこと等を満たした個体であること。

3. 動物の健康管理（動物対策）

1) 動物別・展示方法別の危害度評価

実質的かつ効率的な予防対策を講じるためには、動物別あるいは感染症（病原体）別に展示方法を勘案した危害度評価を行なう必要がある。動物展示施設については多種多様な動物種を飼養するため、これらに関わる感染症について危害度が不明なものが多いと考えられる。当面のあいだ人と動物の感染症危害評価は、感染症法（資料3）、家畜伝染病予防法（資料4）の該当疾病、及び平成9年厚生省伝染病予防部会・基本問題検討小委員会の中の動物由来感染症ワーキンググループによる動物由来感染症危害評価（資料5）を参考にする。

2) 動物搬入時の検疫の徹底

動物の新たな搬入は感染症を持ち込む可能性の高い作業であるので、施設管理者は上記の危害度評価を勘案のうえ、搬入に先だって当該個体の由来、前飼育施設等での履歴

(病歴・治療・実施検査等)について情報収集する(情報を検討したうえで、搬入を決定する)。搬入後は必要な獣医学・公衆衛生学的な検査(臨床症状の観察・血液生化学的検査・微生物学的検査・寄生虫学的検査等)を検疫施設において実施する。検疫期間は感染症の検査が完全に終わるまでとするが、感染症以外の疾病が疑われる場合は必要に応じ、治療等の処置を実施する。また、感染症であることが判明した場合は、展示を見合わせ、隔離施設等に收容し、必要に応じ保健所(資料9)、家畜保健衛生所(資料10)、獣医師等と協議のうえ、治療・消毒等の適切な感染症の蔓延防止等の処置を実施すると共に、動物の導入の可否を再検討する。

3) 飼育動物の健康状態の把握

人に対して病原性のある病原体も、動物においては病原性を持たないものも多い。施設管理者は、上記の危害度評価を勘案のうえ、展示動物が特定の感染症に罹患していないか定期的な検査を実施し、管理下の動物の感染症(疑いを含む)の発生状況等の継続的な情報収集に努め、適宜、従事者および関係者に必要な情報を提供する。また、従事者は普段から飼育動物の健康状態を記録し、健康状態の情報を従事者間で共有する。

4) 適切な飼育管理

不適切な飼養・管理等の種々のストレスは動物の免疫低下を招く等の理由で感染症の発症率を上げるため、施設管理者は、展示動物の過度の生理的・精神的ストレスを与えないよう動物種毎に適した飼育管理に努める。

5) 獣医師との協力体制

従事者は、常時、動物の食欲・栄養状態・行動等に留意し、異常があれば直ちに獣医師に連絡する。また、動物の異常に関する情報の伝達が確実かつ迅速に行われるよう体制を整えておくこと。

6) 死亡した動物の処置

施設管理者は、死亡した動物が出た場合、感染症拡大防止の観点より、第一義的に感染症を想定し、消毒等の適切な感染症の蔓延防止措置を講ずる等の処置を行う(資料6)。その動物種で起こりうる感染症を想定し、死亡現場で死体を十分観察したうえで、その後の処置を行なう。上記の危害度評価に基づき、場合によっては必要な検査等が終了するまで現場への立入を制限し、運搬・解剖を見合わせる。また、病原体を封じ込めるため必要な処置を死体等に施すこと。

4. 動物飼育施設の管理(施設対策)

1) 適切な換気・清掃・洗浄・消毒・滅菌等の励行

従事者は、各動物舎・飼育ケージ・水槽等、飼育管理に供する器具、作業衣等は適切

に清掃・消毒・洗浄し、必要に応じて滅菌を行なう。とりわけ、検疫施設内の清掃・洗浄・消毒等は、感染症の発生予防の考えに則り、規則等を遵守し、担当者は、作業動線に従って実施すること。清掃の際は、適切な換気に留意すること。また、施設管理者は、踏込消毒槽、手指用消毒液等の使用にあたっては濃度や使用法の適正な管理を十分行なうこと（資料7）。

また、感染症の蔓延防止の観点から、施設には①従事者専用のシャワー（入浴）施設を備え、②更衣室には、作業靴用および通勤用履物入を付属し、従業員各自に作業着用と通勤着用の更衣ロッカーを1本ずつ用意し、③作業着専用の消毒、洗濯、乾燥設備を備えること。実施にあたっては、通勤着と作業着は厳密に区別し、汚染の危険性のある作業後および毎終業時のシャワーを励行し、作業着は消毒後、職場で洗濯、乾燥する。使用後の作業着は施設外には持ち出さないこと。

2) 救急用医薬品等の常備

施設管理者は、動物による咬傷、その他動物の排泄物・体液等による汚染、あるいは汚染された器物を介した負傷時には、受傷部を洗浄する水道等の施設や消毒液・無菌ガーゼ・包帯等の救急用医薬品を動物舎ごとに常備しておくこと。上記危害度評価に勘案し、場合によっては感染症発生時における処置も実施する。

3) 感染症罹患動物の適切な治療等の処置

施設管理者は、感染症に罹患した動物の治療に関しては、想定される感染症に応じて、検査・治療方針（安楽死を含む）等の具体的対策を確立しておく。また、死体の処理方法・処理委託機関等についても確立しておく。動物の治療等に必要な抗生物質その他の薬剤等の内、特殊なもの・入手に時間を要するものについても入手方法を確立しておく。

4) 環境の微生物学的なモニタリング等

施設管理者は、動物舎・動物舎周辺の施設で必要に応じ微生物学的なモニタリングを適宜実施する。

5) 鼠族・昆虫等の駆除あるいは防除

ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリ・ハト・カラス等の動物は、施設内外から病原体を持ちこむ、または持ち出すおそれがあるため、施設管理者のもと、駆除ないし防除を行なう。

6) 作業動線の確立

施設管理者は、飼育作業従事時の作業動線を確立し、動物舎内外の出入の際は必ず踏込槽等を用いて消毒すること。

7) 立入制限について

施設管理者は、原則的に施設管理・飼育エリア内へは部外者の立入を禁止する。見学等の場合は、適切な衣類・長靴等を着用させ、動線も制限し踏込槽等を用い、適宜消毒

を受けさせる。

5. 人と動物の共通感染症対策組織等の確立（感染症対策組織等）

1) 感染症対策委員会の設置（資料8）

施設管理者は、感染症対策委員会を設置し、指揮命令系統・役割分担等について明確化しておくこと。また、施設内に安全対策委員会等が設置されていれば、両者の協議を密にしておくこと。

2) 医師、医療機関との協力

産業医を有する施設では産業医と協力し、産業医のいない施設でも医療機関と協力する必要がある。万が一、従事者等が人と動物の共通感染症に罹患したと思われる場合に受診できる医療機関を確保し、人と動物の共通感染症に関する情報を共有する等担当の医師と連絡を密にしておくことが望ましい。

3) 動物の感染症診断のための検査体制

施設管理者は、人と動物の共通感染症が疑われる場合、その診断に対しては、自施設でどこまで検査ができるか、外部検査機関に委託するとするならば何処に委託するのかを文書化しておく。危害度評価上重大な感染症である疑いのある場合、保健所および家畜保健衛生所と十分協議のうえ、必要に応じ専門家に委託することを原則とする。

4) 不明病原体感染症発生時の緊急連絡網の構築

施設管理者は、事例に関する情報の共有化と対策立案のため動物園・水族館内部および所属機関との連絡網を構築する。関係機関（保健所、家畜保健衛生所、(社)日本動物園水族館協会、関係官公署、関係園）との連絡網を構築しておく必要がある。情報を共有するに当たり、個人情報保護には十分配慮しなければならない。

6. 人と動物の共通感染症発生時の危機管理（危機管理プラン）

1) 感染症対策委員会の招集

施設管理者は、速やかに感染症対策委員会を招集し、各役割分担において感染症蔓延防止業務に対応する。感染症発生時の行動は、患者（疑いを含む）が発見された時点で速やかに発動されなければならない。

2) 保健所等への相談

施設管理者は、人と動物の共通感染症の発生が疑われた時には、管轄保健所ならびに家畜保健衛生所等に速やかに相談し、協力して感染拡大防止に努めること。

3) 医療機関への情報提供

人と動物の共通感染症の対応には、専門の知識を有した医師の協力が必要である。施

設管理者は、従事者等が人と動物の共通感染症に罹患したと思われる場合は、医療機関の受診を勧めると共に、受診医療機関へ動物との接触に関する情報提供を行ない、感染原因の特定に努めること。

4) 感染症に罹患した動物の検査の実施

施設管理者は、人と動物の共通感染症（疑い含む）発生に前後し、動物に感染症が発生した場合は、その動物が感染源になっている可能性も考え、速やかに必要な検査を実施する。その際、家畜保健衛生所および保健所等の関係機関と事前に相談することが望ましい。

5) 適切な情報提供について

施設管理者は、適切に情報を提供するため、あらかじめ情報の公開方法を決定しておくことが望ましい。

IV. 用語の解説

- ・従事者：「従事者」とは従業員、飼養者、職員等を示す。
- ・産業保健スタッフ：「産業保健スタッフ」とは、産業医・衛生管理者・衛生推進者等をいう。
- ・安全対策委員会：安全対策委員会の委員は、健康管理担当者、安全管理担当者ならびに施設内外の病原体等に関する学識経験を有する者の内から施設長がこれを任命又は委託する。
- ・定期的な健康診断：施設長は、従事者等の健康管理について次に定める健康診断を実施することが望ましい。
 1. 定期の健康診断（不明病原体に感染する前の健康状態の把握）
 2. 感染の疑われた病原体等により発症するおそれのある症候の臨床的診断（不明病原体感染時）
 3. 感染の疑われた病原体等による自覚症状等の検査（不明病原体感染時）
 4. 感染の疑われた病原体等に対する抗体価の測定（不明病原体感染時）
- ・標準的予防策（Standard precautions）；

標準的予防策とは、院内感染対策において血液や体液等全ての湿性物質は感染性のある物質として取扱い、これらとの接触の機会を減らす為、グローブ、マスク、ゴーグル、専用衣類等を着用し、注射針のリキャップ等リスクをあげる行為を防止する考え方。
- ・動物由来感染症：人と動物の共通感染症のうち、特に動物を感染源とした人の感染症。

(略)

2. 添付資料（資料1、2、8、9、10省略）

3) 感染症法に規定されている疾病の内、動物を原因とした人感染の発生が想定される疾病（資料3）

感染症法における全数把握疾病は、1~3 類感染症、および 4 類感染症・全数把握疾患である。

感染症法においては、人と動物の共通感染症の内、全数把握疾患に含まれるもの（対象動物はエボラ出血熱に感染したサル等）については獣医師にも報告義務がある。

感染症法に規定される疾病

1 類感染症：①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③ペスト、④マールブルグ病、
⑤ラッサ熱

2 類感染症：①細菌性赤痢

3 類感染症：①腸管出血性大腸菌感染症

4 類感染症：

[全数把握の対象]

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. アメーバ赤痢 | 13. ツツガムシ病 |
| 2. ウエストナイル熱 | 14. デング熱 |
| 3. エキノコックス症 | 15. 日本紅斑熱 |
| 4. 黄熱 | 16. 日本脳炎 |
| 5. オウム病 | 17. ハンタウイルス肺症候群 |
| 6. 回帰熱 | 18. Bウイルス病 |
| 7. Q熱 | 19. ブルセラ症 |
| 8. 狂犬病 | 20. 発疹チフス |
| 9. クリプトスポリジウム症 | 21. マラリア |
| 10. ジアルジア症 | 22. ライム病 |
| 11. 腎症候性出血熱 | 23. 急性脳炎 |
| 12. 炭疽 | |

4) 家畜伝染病予防法に規定されている対象疾病と対象動物で、動物を原因とした人感染の危険性のある疾病（資料4）

監視伝染病（家畜伝染病）

対象疾病	対象動物
流行性脳炎（日本脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎等のアルボウイルス感染）	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊、水牛、しか
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし
結核病	牛、山羊、水牛、しか
鼻疽	馬
家禽ペスト	鶏、あひる、うずら、七面鳥
ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
家きんサルモネラ感染 （サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルムに限る）	鶏、あひる、うずら、七面鳥

監視伝染病（届出伝染病）

対象疾病	対象動物
類鼻疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコウラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナーリスおよびレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。）	牛、水牛、しか、豚、いのしし、犬
サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフムリウムおよびサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。）	牛、水牛、しか、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥、うずら
牛カンピロバクター症	牛、水牛
トキソプラズマ	めん羊、山羊、豚、いのしし
ニパウイルス感染症	馬、豚、いのしし

馬モルビリウイルス肺炎	馬
野兔病	馬、めん羊、豚、いのしし、兎
マエディ・ビスナ	めん羊
豚丹毒	豚、いのしし
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、七面鳥、うずら
牛丘疹性口炎	牛、水牛
仮性皮炎	馬
伝染性膿疱性皮膚炎	しか、めん羊、山羊
ナイロビ羊病	めん羊、山羊

(注) 家畜へ感染した場合の重要性を基準としたものであるため、人への感染性、感染した場合の重要性についての基準とはならない。

5) 動物グループ別の感染症重要度分類 (資料 5) (平成 15 年改訂 暫定版)

動物群	対策を必要とする動物	感 染 症 の 重 要 性			☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
		☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆						
I	霊長類 (ヒトを除く)	エボラ出血熱	Bウイルス病、黄熱	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
II	鼠族、節足動物、げっ歯類(プレーリードッグ、マストミリス等を含む)	IIa 侵入動物	ラッサ熱、ペスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、黄熱	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
		IIb 研究用・愛玩用	ラッサ熱、ペスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
IIIa	ネコ アライグマ スカンク等	狂犬病		☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
	キツネ	狂犬病		☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
	コウモリ	狂犬病	リッサウイルス病、ニパウイルス病、ヘンドラウイルス	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
IIIb	他に属さないヒトが飼育する可能性のある動物	(狂犬病)		☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
	鳥類		ウエストナイル (クリミア・コンゴ出血熱)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
IV	イヌ	狂犬病		☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
	家畜 (ブタ、ウシ、羊・山羊、ウマ)、家禽	狂犬病	炭疽	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆

(注)バンクろフト糸状虫症、マレー糸状虫症、オソセルカ症、ロア糸状虫症等を含む

6) 動物園の消毒について (資料 6)

感染症ガイドライン (動物園水族館協会感染症対策委員会) を改変

(1) 消毒方法

動物園の消毒は、動物舎内消毒、放飼エリアの消毒、係員の消毒の 3 つに大きく分けられる。

(図 1)

① 動物舎内の消毒

消毒の基本は物理的に汚染を除去すること、すなわち日々の清掃である。糞等の有機物が多く残っていれば、いくら消毒薬を使っても効果はない。

日々のきちんとした清掃を前提にして、1 ヶ月に 1 回、清掃、水洗、乾燥の日々の清掃後に動物舎内を規定の倍率に希釈した消毒剤で、噴霧器等を用いて、十分に獣舎の床や壁が濡れるよう噴霧する。建物が締め切れる構造なら、消毒後は閉め切って 1 時間以上置き、その後、乾燥させる。

消毒剤には目的により塩素系の消毒剤・逆性石鹼系消毒剤・両性石鹼系消毒剤・ハロゲン塩消毒剤・複合消毒剤がある (別表 1 参照) が、塩素系や逆性石鹼系消毒剤が有効範囲が広く使い易い。

噴霧器は手押し式でも良いが、スチームクリーナー、ガソリンエンジン式動力噴霧器、畜産用電気噴霧機等は、薬液タンクが大きく、動力もあり、大きな動物舎等には使い易い。

② 放飼場エリアの消毒

通り抜け展示場や動物とのふれあい会場になっている所は、観客と接する機会が多く、また、エリアのいたるところで動物が排泄するために、エリアは汚染されがちである。清掃を励行し、毎日消毒液を噴霧していても、汚染が土壌に染み込んでいるため、定期的に根本的な土壌の消毒と土の入れ替えが必要である。年に 1 回これらの処置を実施するのが望ましい。

その方法はエリアに消石灰またはさらし粉を散布してから深さ 30 cm を掘り起こしてこれを搬出したあと、消石灰またはさらし粉を散布し、新鮮な土を入れる。搬出した土は焼却または埋却する (家畜伝染病予防法参考)。

③ 飼育係員の消毒

飼育係員自身の消毒は、動物への感染防止というより飼育係員の労働安全の確保のため、大変重要である。また、エリアからエリアへと感染を広げないためにも重要である。

まず、手指と長靴の消毒として係員は動物エリアから出入りの際、手指・長靴を規定倍希釈した逆性石鹼系消毒液浸潤または浸漬し消毒する（手洗槽と踏み込み槽による消毒）。なお、この液は汚れたらこまめに交換する。また、飼育係員は70%消毒用エタノールスプレー等を常時携帯し、気になるときはいつでもどこでもスプレーして、消毒するのが望ましい。

(2) 感染症発生時の消毒について

① 一類ウイルス感染症（ウイルス性出血熱：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱）が発生した時の消毒について

A. 治療、処置、飼育対策

体液、血液、尿、糞便、吐物等の接触等により感染するので、シングルユース（ディスポーザブル）の物を使用し、汚染物は二重のプラスチック袋に入れて、外袋を消毒した後に運搬し、高温焼却する。密閉用容器（回収用コンテナ）に密封した器材類は容器の外側を消毒した後に運搬し、適切に滅菌処理する。針刺し切創事故に注意し、血液飛沫をうけないような防御を行なって処置にむ。消毒の際は手袋、ガウン、マスク、ゴーグル、シューカバー等を着用して行う。消毒後の物品に対して、可能なら高圧蒸気滅菌を行なう。

B. 汚染物の消毒

患獣の血液、分泌物、排泄物、飼育に使用した器材

患獣の血液、分泌物、排泄物等の消毒には0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムによる清拭や30分浸漬、ジクロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒（プリセプト顆粒）を用いても良い。また、金属製品は2～3.5%グルタラルに30分浸漬が適している。なお、アルコール（消毒用エタノール、70%イソプロパノール）の30分浸漬も有効である。

熱水は80℃10分間が必要である。

② 一類細菌感染症（ペスト）、細菌性赤痢、ブルセラ症、野兔病、鼻疽、類鼻疽、レプトスピラ等が発生した時の消毒について

A. 治療、処置、飼育対策

①のウイルス性感染症と同じ。

B. 汚染物の消毒

ペスト菌に対してはすべての消毒薬が有効である。第4級アンモニウム塩（オスバン、ハイアミン）、次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール等を用いる。また、80℃10分間の熱水も有効である。

(3) 家畜伝染病発生時の消毒について

ここで述べる家畜伝染病は「家畜伝染病予防法」に基づくもので 25 の疾病があるが、罹患動物種が限定されている。動物園動物はこの法には適用しない動物種も多いが、この法に準じた消毒を行なう。

① 焼却

焼却を行なう場合は、死体および汚物品は家畜伝染病予防施行規則に準じて、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場(注)または、人家、飲料水、河川、道路に隣接しないところで人や家畜が接近しない場所で完全に焼却し灰や骨は埋却する。

(注) 死亡獣畜取扱場；死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場として都道府県知事の許可を受けたものをいう。化製場等に関する法律で獣畜とは、ウシ、ウマ、ブタ、メンヨウ、ヤギをさす。

② 埋却（可能な場合）

埋却を行なう場合は死体の上に厚く生石灰をまいてから地表まで 1m 以上の深さとする。

③ 蒸気滅菌

被服、器具、布等は 100℃以上で 1 時間以上の高圧蒸気滅菌を行なう。

④ 煮沸消毒

被服、器具、布等は全部水中に浸し、1 時間以上煮沸消毒する。

⑤ 薬物消毒（消石灰、さらし粉、石炭酸水、ホルマリン）

畜舎床、糞尿、汚水溝、土地等は消石灰の粉末、さらし粉、さらし粉水、石炭酸水、ホルマリン水、クレゾール水、塩酸食塩水、2%苛性ソーダを散布する消毒を行なう。

ホルムアルデヒドガスを発生させてガス消毒も行なう。

消毒用アルコールは綿花に浸漬したもので、清拭する。

(4) ふれあいイベント等における来園者への対応

(1)～(3)までの通常の管理に加えて、来園者が安心して、動物とふれあえるよう、厳しく衛生管理を行なう必要がある。手洗場やトイレには石鹼を常備しておく。

① 参加者へ、注意をよびかける。

・手洗いの励行、糞を素手でさわらない。汚れたと思われた時は、早めに流水と石鹼で手を洗う。

・体調の悪い人は早めに申し出る。参加に気が進まない人には無理強いをしない。

② 飲食物の安全性の確保

- ・「動物と接触する区域」での飲食を禁止し、来園者が所持する飲食物と動物とが接触しないように注意喚起する。
- ・飲食前の手洗いを励行させる。

図1 消毒方法

1. 獣舎内消毒（1カ月に1回）
 - 1) 獣舎の清掃、糞出し
 - 2) 水洗（水、ブラシ洗い）
 - 3) 乾燥（自然）
 - 4) 規定濃度の薬剤を電気噴霧機で、噴霧する。または、十分に清拭する。
（床、壁、天井等が十分濡れる位）
 - 5) 閉め切って、1時間置く。
 - 6) 乾燥

2. 放飼場エリアの消毒（年1回）——消石灰以外の土壌消毒に効果のある薬剤オルソ剤(商)ゼクトンを用いる場合
 - 1) エリアの清掃、糞出し
 - 2) ゼクトン100倍を散布する。
 - 3) 表土を10cm掘り起こし搬出する。
 - 4) 再度、ゼクトン100倍を散布する。
 - 5) 新しい土を出したより多めにいれ、整地する。
 - 6) 最後にゼクトン100倍を散布し完了。

3. 係員の消毒
 - 1) 手指の消毒——規定濃度の消毒薬に浸漬消毒する。
 - 2) 長靴の消毒——規定濃度の消毒薬の踏み込み槽で浸漬消毒する。
 - 3) その他 ——70%エタノールスプレーを常時携帯し、気になるさいスプレーする。

(5) 動物輸送箱の衛生管理

検疫前の動物を収容した動物輸送箱は、汚染されているという前提で清掃消毒する。特に輸送時間が長い時は、糞尿の汚れも著しいため、二次感染を防ぐためにも取り扱いには気をつけなければならない。

輸送箱等を再利用する場合は、

1. ゴム手袋着用の上、清掃する。汚物は焼却する。
2. 水洗する。汚水は周囲を汚さない様衛生的に処置する。
3. 消毒薬にて浸漬消毒する。
4. 浸漬できない素材や大型輸送箱の場合は水洗後、密閉できる容器、部屋、天幕あるいは防災シート等を用いてホルマリン燻蒸消毒等を行なう。

5. 消毒後、乾燥して臭気が抜けたらビニール等で包んで衛生的に保管する。

ホルマリン燻蒸消毒

1 m³につき、局方ホルマリン 15g : 固形サラン粉 7.5g : 水 15g の割合で容器に混ぜ、ホルマリンガスを発生させ、7時間以上燻蒸する。

ホルマリンガスの中和に強アンモニア水を局方ホルマリンの半量を注入し、30分後排気する。なお、使用後のホルマリンやアンモニア水の廃棄は医療廃棄物処理に従って処理すること。

(6) 消毒薬の使用上の注意

① 有機物の影響を受けやすいものがあるので、糞尿、血液等はあらかじめ、洗い流す。

(クレゾール石鹼やグルタラールは有機物の影響を受けにくい。)

② 塩素系(次亜塩素酸ナトリウム)は金属、毛、ナイロン、一部のプラスチックやゴムを劣化させるので使用する時、気をつける。

またアルコール系も一部のプラスチックやゴムを劣化させることがある。

③ グルタラール系は最も強力な消毒剤であるが、蛋白凝固作用による消毒なので、毒性も強い。

蒸気は眼や呼吸器を刺激し、皮膚を変性させるので、取扱時には換気の良い場所でプラスチックエプロンとゴム手袋を着用し、蒸気にふれる可能性がある場合は防毒マスクと保護メガネを着用する等十分に注意する。

消毒した器材は十分に水洗して用いる。

④ 塩素系(次亜塩素酸ナトリウム)は高濃度で刺激性が強い。酸性の洗剤や洗浄剤と併用すると、大量の塩素ガスを発生し、非常に危険なので注意する。ゴム手袋と塩素ガス用のマスクを着用し、過って誤飲した場合は牛乳や生卵で不活化する。

⑤ 消毒用アルコールは粘膜や損傷皮膚に刺激性があるので注意する。

アルコールは引火性があるので、火に注意する。

⑥ クレゾールは腐食性の強い消毒剤なので、人体には使用しない。また、ゴム、プラスチック、布に吸着され、その後なかなか除去できないので、注意する。

⑦ ホルマリンガスによる消毒は刺激性が非常に強いので、ガスに触れないように注意する。

また、ガスの中和にはアンモニアを用いる。

(7) その他

○ 病原体で汚染された機器、器具等について

基本的には使い捨てとする。使用後は消毒、滅菌等の処置を施し安全に処分する。

○ 病理解剖時の処置について

解剖室等で行ない、汚染は最低限に抑えるようにする。

手袋は使い捨てとし、使用した器材・解剖室も速やかに消毒する。

死体は速やかに焼却処分を行なう。

○ 検疫で異常が認められた動物に使用した輸送箱について

使用後は消毒、滅菌後安全に処分する。

7) 消毒薬一覧（資料 7） 感染症ガイドライン（動物園水族館協会感染症対策委員会）を改変

(1)家畜伝染病予防法施行細則による

消石灰	生石灰に少量の水を加え消石灰にしても可
さらし粉 5%さらし粉水	
2%苛性ソーダ水 NaOH	海外悪性伝染病に使用 *ホルマリン、その他薬剤と混ぜない
2%苛性カリ水 KOH	海外悪性伝染病に使用 *ホルマリン、その他薬剤と混ぜない
4%炭酸ソーダ水	海外悪性伝染病に使用 *ホルマリン、その他薬剤と混ぜない
2.5~3%ホルマリン水	海外悪性伝染病に使用 *その他薬剤と混ぜない
3%石炭酸水	加熱溶解した防疫用石炭酸に少量の温湯を加えてかき混ぜ定濃度の溶液にする。
クレゾール水	3%クレゾール石鹼水
塩酸食塩水	塩酸 2 : 食塩 10 : 水 88 20~22℃で 2 日間浸す。
70%エチルアルコール	

* 著しく汚物が付着した獣舎や柵等は5%苛性カリや5%苛性ソーダか熱湯で洗浄する。

* 畜体はホルマリン水、クレゾール水で浸した布でふくか薬浴する。

* その他、火炎消毒、1時間の煮沸消毒、20%ホルマリン消毒、10%苛性ソーダ消毒等もある。

(2) 動物用医薬品として市販されている消毒薬（水産・養蚕等を除く）

① アルコールおよびアルデヒド製剤

製剤名	効能・効果	製造・販売
グルタクリン	畜舎設備、種卵、手術粘膜用器具機材の消毒	ヤシマ
グルターZ	畜・鶏舎等の消毒、手術器具の消毒	ヤシマ

② 逆性石せん製剤

カチオデット DDC-AP	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	三洋化成
クリアキル・ドライ	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	田村
クリンエール・200	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	デンカ
アストップ、アストップ200	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研
クリアキルー100・200	一般的消毒、獣医医療領域の消毒	田村
クリンエール	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	デンカ
クリーンジャーム	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	大坂製薬
サニスカット	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研
デスマック	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	ヤシマ
パコマ、パコマL パコマ 200・300	飲水、畜体、畜舎、手術野、器具の消毒等 手指、畜舎等、獣医医療の手術野、器具の消毒等	科学飼料研
パンパックス	手指、畜舎等、獣医医療の手術野、器具の消毒等	フジタ
プロクロール	乳頭の消毒	ヤシマ
ベストシール	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	東洋製薬
メイクリア 100,200,300	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、	科学飼料研

	繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	
モルホナイド 10	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	サンケミファ
ロンテクト	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵、卵殻、家畜診療、繁殖用器具機械、外傷・手術部位の消毒	科学飼料研

③ 両性石けん製剤

エイトール	畜舎等、搾乳、孵卵器具、乳房、卵殻、豚体の消毒等	ヤシマ
動物用ネオラック	畜・鶏舎の消毒、搾乳器具等の消毒 踏込消毒槽等	有恒薬品
パステン、パステン CMX パステンコンツ	畜・鶏舎の消毒、搾乳器具等の消毒 踏込消毒槽等	養日化学

④ クレゾール類製剤

コックトーン	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	三共
トライキル	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	田村
ネオクレハゾール	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	明治
ヤシマゾール	畜・鶏舎の消毒、踏込槽の消毒、コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫駆除	ヤシマ

⑤ ハロゲン塩製剤

スミクロール	畜・鶏舎等の設備、畜・鶏体、家畜の飲水の消毒	有恒薬品
アンテックビルコン S	畜・鶏舎の消毒、搾乳器具・孵卵器の消毒	バイエル
クレンテ	畜・鶏舎等の設備、畜・鶏体、家畜の飲水の消毒	日産化学
動物用ハイライト	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	全薬
ユーコーラック A	みつばちのチョークブルード予防	有恒薬品
ラクトシール	孵卵器具、畜・鶏体の消毒、下水溝、尿溜の消毒	全薬
イソジン液 10%	乳頭消毒、外傷、手術部位の消毒、子宮消毒	明治
クリーンリー	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	明治
クリンナップ A	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	甲陽化学
動物用イソジン液	乳頭消毒、外傷、手術部位の消毒、子宮消毒	明治
ファインホール	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	東京ファインケミ
ポリアップ 3、16	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	協和発酵
ヨーデット	乳頭消毒	三洋化成、藤沢
リンドレス	畜・鶏舎等の設備、搾乳器具、孵卵器具、畜・鶏体の消毒	ファイザー

⑥ 複合製剤

ゼクトン	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	ヤシマ、エーザイ
アリバンド	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒	甲陽化学
オーチストン	踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	科学飼料研
c.p.p	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	養日化学
トライキル	畜・鶏舎の消毒、コクシジウム・オーシストの殺滅、ウジ、ボウフラの駆除・発生防止	明治
ベルバン	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒	ニッチク
北研ゼット 北研ゼットコンク	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒 畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒、踏込消毒槽	東邦化学
ワンショット	畜・鶏舎、搾乳器具、孵卵器、種卵の消毒、踏込消毒槽	ニッチク

⑦ ジクロルベンゼン系製剤

コックトーン	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	三共
動物用タナベゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	大阪化成
動物用ネオミケゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	三井化学
動物用バイゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	神東塗料
トライキル	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒	明治
ネオクレハゾール	畜・鶏舎、踏込槽、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	明治

農林水産省動物医薬品検査所 動物用医薬品データベース（平成13年3月1日現在）より抜粋

<http://www.nval.go.jp/kensaku.html>

(3) その他の消毒作用をもつもの

① 強酸性水

水を電気分解して生成した水。

pH2.7 以下、酸化還元電位 (ORP) 1100mV、残留塩素濃度 20ppm 以上の水で微生物の成育環境を超えているため強い殺菌力を持ちます。空気に触れると急速に分解するので、悪臭や環境汚染はありません。

しかし、開封すると急速に効果がなくなるので、あまり保存できません。

② オゾン

オゾン発生装置で、酸素分子が 3 個のオゾンを生成します。オゾンは強い酸化作用があるので、殺菌・滅菌し、分解するので、悪臭や環境汚染はありません。

しかし、高濃度のオゾンガスは肺水腫等の呼吸器障害をおこすので、取扱いには注意が必要です。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

平成 16 年 4 月 30 日
環境省告示第 33 号

第 1 一般原則

- 1 基本的な考え方
- 2 動物の選定
- 3 計画的な繁殖等
- 4 終生飼養等

第 2 定義

第 3 共通基準

- 1 動物の健康及び安全の保持
 - (1) 飼養及び保管の方法
 - (2) 施設の構造等
 - (3) 飼養保管者の教育訓練等
- 2 生活環境の保全
- 3 危害等の防止
 - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - (2) 有毒動物の飼養及び保管
 - (3) 逸走時対策
 - (4) 緊急事態対策
- 4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の習得等
- 5 動物の記録管理の適正化
- 6 輸送時の取扱い
- 7 施設廃止時の取扱い

第 4 個別基準

- 1 動物園等における展示
 - (1) 展示方法
 - (2) 観覧者に対する指導
 - (3) 観覧場所の構造等
 - (4) 展示場所の移動
 - (5) 展示動物との接触
- 2 販売
 - (1) 展示方法
 - (2) 繁殖方法
 - (3) 販売方法
- 3 撮影
 - (1) 撮影方法
 - (2) 情報提供

第 5 準用

第 1 一般原則

1 基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生

活環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大いこと等を勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。

3 計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

4 終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 展示 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は触れ合いの機会を提供することをいう。
- (3) 販売 事業者が、動物を譲り渡すことをいう（無償で行うものを含む。）。

- (4) 展示動物 次に掲げる動物をいう。
- ア 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）
 - イ 人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物（以下「触れ合い動物」という。）
 - ウ 販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。）
 - エ 商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）
- (5) 施設 動物を飼養及び保管するための施設をいう。
- (6) 管理者展示動物又は施設を管理する者（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。
- (7) 飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

- 管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。
- ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。
 - イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識すること。
 - ウ 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。
 - エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。
 - オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。
 - カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。
 - キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若

しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

- ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

- イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

- ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。

- エ 屋外又は屋外に面した場所にある場合は、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

- オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

(3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

2 生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

- ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

- イ 施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管

者が危険を伴うことなく作業ができるものとする
こと。

ウ 施設について日常的な管理及び保守点検を行うと
ともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動
物の数及び状態を確認すること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場
合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医
師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、展示動
物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時対策

ア 管理者及び飼養保管者は、動物の愛護及び管理に
関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項
に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にか
んがみ人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人
に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）
が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走
時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防
止に努めること。

イ 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のお
それのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観
覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとと
もに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物に
よる人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防
止に努めること。

(4) 緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画
等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際し
て採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するもの
とし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したと
きは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走
による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止
に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に
関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。
また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染
のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能
性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せ
つ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動
物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手
指等の洗浄を十分にを行い、必要に応じて消毒を行うよう
に努めること。

管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する
十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、
感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう
公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めるこ
と。

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走

した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又は
マイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能
な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に
関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行う
ように努めること。

6 輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、
次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全の
確保並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の
問題等の発生の防止に努めること。

(1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ
短い時間により輸送できる方法を採用するとともに、必要
に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区
分して輸送する方法を採用するとともに、輸送に用いる車両、
容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走
の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定
すること。

(3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換
気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命ある
ものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与
えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設
へ譲り渡すように努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合
は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採用すると
ともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物
を飼養及び保管する動物園等における展示については、次
に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次
に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び
習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、
観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な
説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配
慮すること。

イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切
に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態
及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展
示しないこと。

ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、
動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに
殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷な
ものにならないようにすること。

エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要

性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ 動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かささないこと。

(3) 観覧場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ 自動車を用いて人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

2 販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

(3) 販売方法

ア 販売の方法は、幼齢の動物における社会化期の確保等、販売動物の種類に応じ、その生態、習性及び生理に配慮した適切なものとする。

イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。

ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2の定め留意すること。また、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

3 撮影

管理者及び飼養保管者は、撮影に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、環境等を適切なものとし、撮影動物

に過度の苦痛を与えないようにすること。

(2) 情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては、撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

第5 準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

電話：03-3581-3351

請負者：社団法人 日本動物保護管理協会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

電話03-3475-1695 FAX：03-3475-1697

【 基準解説研究委員（50音順） 】

委員長 小宮 輝之（東京都建設局恩賜上野動物園 園長）

太田 勝典（全国ペット小売業協会 専務理事）

大矢 秀臣（社団法人日本愛玩動物協会 専務理事）

勝俣 悦子（鴨川シーワールド 獣医師）

北村 隆志（東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課動物管理係 次席）

日橋 一昭（埼玉県こども動物園自然公園展示普及課 課長）

※無断で本書の全部または一部の複写・複製・転記載

および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

※本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準に

適合する再生紙を利用しています。